

令和3年9月定例会

総務政策分科会会議録

令和3年9月30日～10月1日・4日

場 所 第2委員会室

令和3年9月30日(木曜日)

午後1時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第27号 令和2年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

○報告事項

- ・令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率について

出席委員(7人)

主	査	西村	賢
副主	査	安田	厚生
委	員	星原	透
委	員	外山	衛
委	員	田口	雄二
委	員	井上	紀代子
委	員	囃師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	吉村	久人
危機管理統括監	小田	光男
総務部次長 (総務・市町村担当)	棧	亮介
総務部次長 (財務担当)	渡久山	武志
危機管理局長 兼危機管理課長	日高	正勝
総務課長	佐藤	彰宣
人事課長	長谷川	武
行政改革推進室長	渡邊	世津子
財政課長	石田	渉

財産総合管理課長	鹿島	寛俊
税務課長	満留	芳文
市町村課長	川畑	敏彦
総務事務センター課長	新立	賀津雄
消防保安課長	佐藤	勝重

事務局職員出席者

議事課主査	増本	雄一
議事課主事	山本	聡

○西村主査 ただいまから、決算特別委員会総務政策分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

分科会の日程については、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。お手元の分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は(目)の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりますては、よろしくお願ひいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合についてですが、他の分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしくお願ひいたします。

最後に、審査の進め方についてですが、総合政策部のみ6課ずつの2班編成とし、班ごとに説明及び委員会質疑を行い、最後に部全体の総

括質疑を行いたいと存じます。

それでは、令和2年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○吉村総務部長 それでは、今回、御審議いただきます令和2年度決算につきまして、お手元に配付の主要施策の成果に関する報告書及び令和2年度決算特別委員会資料の2つに基づきまして御説明をいたします。

まず、令和2年度一般会計決算の概要につきまして、主要施策の成果に関する報告書の1ページをお願いいたします。

令和2年度の決算額につきましては、表にありますように、歳入総額が7,038億9,964万9,000円、歳出総額が6,866億4,948万5,000円となっております。歳入歳出ともに前年度を上回っております。歳入から歳出を差し引きました形式収支は、172億5,016万4,000円となっております。

また、この形式収支から令和3年度へ繰り越すべき財源、68億6,469万4,000円を差し引きました実質収支は、103億8,547万円の黒字となっております。

ただし、ページ下の米印に記載しておりますが、令和2年度の歳入として、国から概算交付を受けました、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る事業費のうち、確定に伴い、国へ返還を要する約29億円を除いた実質収支は、74億8,503万円の黒字となっております。

表に戻っていただきまして、前年度の実質収支との差であります単年度収支につきましては、27億6,277万5,000円の黒字となっております。

次に、令和2年度決算特別委員会資料の10ページをお開きください。

総合計画に基づく総務部の施策体系につきまして、概要を御説明いたします。

ページ右側にあります施策の柱の1つ目であり、「ICTの利活用及び情報通信基盤の充実について」であります。

ICT活用による業務効率化推進としまして、RPAやモバイル端末の導入など、ICTの活用により業務の効率化を図ったところであります。

次の施策の柱、「連携・絆の構築による魅力ある地域づくり」につきましては、県・市町村連携推進としまして、行政サービスの充実に向けた広域的な仕組みづくりに対し支援を行うなど、県と市町村及び市町村間の連携を推進したところであります。

次に、施策の柱、「多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくり」につきましては、上から2つ目の防災拠点庁舎整備では、十分な耐震性能を有し、災害応急対策などを円滑に実施できる防災拠点庁舎の整備を進めまして、令和2年8月に供用を開始したところであります。

次に、その2つ下の減災力強化推進では、南海トラフ地震などの大規模災害への対策としまして、市町村が実施する避難所や避難経路の整備、また、津波避難タワー等の施設整備に対する支援を行いまして、津波から人命を守るための取組を促進したところであります。

この施策の柱の中の下から4つ目の航空消防防災管理運営では、山岳・海難事故者の救助、救急患者の搬送、林野火災の消火等の業務を行う防災救急ヘリコプターの管理運営を行ったところであります。

次に、施策の柱、「商業・サービス業の振興」につきましては、RPAソフトによる県税業務働き方改革推進としまして、令和元年度から開

始したRPAによる業務の自動化・効率化を継続し、職員の負担軽減と県民の利便性向上を図ったところであります。

最後の施策の柱、「老朽化した施設の再整備と余剰空間の有効活用」につきまして、東京ビル再整備計画では、再整備後の県施設の機能や規模、整備手法の検討を行い、民間業者の公募・選定に向けまして、公募要項(案)の作成を行ったところであります。

次に11ページを御覧ください。

総務部の令和2年度歳出決算の状況でございます。

一番下の段の総務部合計の欄にあります。一般会計と特別会計を合わせまして、予算額2,843億6,377万9,872円、支出済額2,817億9,881万2,401円、翌年度への繰越額7億600万5,000円、不用額18億5,896万2,471円となります。執行率は99.1%、翌年度への繰越額を含めた執行率は99.3%であります。

次に、監査における指摘事項等についてであります。

資料の33ページでございますが、令和2年度総務部に係る監査での指摘事項等は該当ありませんでした。

また、お手元の令和2年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書において、県税収入の確保についての意見・要望事項がありました。

以上、概要を御説明いたしました。各課ごとの決算内容、主要施策の成果に関する報告等につきましては、危機管理局長及び担当課長から御説明いたしますので、御審議のほど、よろしく御願いいたします。

私からは以上であります。

○石田財政課長 まず、財政課のほうから決算の概要について御説明を申し上げます。

お手元の令和2年度決算特別委員会資料の1ページ目をお願いいたします。

歳入の決算の状況について、主なものを簡単に御説明したいと思います。

まず、1ページ目、県税の決算額でございます。

1,006億1,022万3,000円で、前年度に比べまして9億7,000万円余、1.0%の増となっております。

下の地方消費税清算金の決算額でございますが、486億7,447万8,000円で、前年度と比べまして87億4,000万円余、21.9%の増となっております。

この県税及び地方消費税清算金の詳細につきましては、この後、税務課長より御説明を申し上げます。

2ページ目をお願いいたします。

一番上、地方譲与税であります。決算額181億3,651万円で、前年度に比べて14億円余、7.2%の減となっております。

これは、地方法人特別譲与税が廃止され、令和2年度から特別法人事業譲与税が創設されましたが、その税額は減となったことと等によるものでございます。

その下、地方特例交付金でございます。決算額7億1,422万1,000円で、前年度に比べまして7億3,000万円余、50.7%の減となっております。これは、子ども・子育て支援臨時交付金の廃止等によるものとなっております。

次の地方交付税でございます。決算額1,868億2,079万5,000円で、前年度に比べまして58億8,000万円余、3.3%の増となっております。これは、普通交付税の増等によるものであります。

1つ飛びまして、分担金及び負担金でございます。

ます。決算額50億616万8,000円で、前年度に比べて25億4,000万円余、103.5%の増となっております。これは、農林水産費負担金の増等によるものでございます。

3ページ目をお願いいたします。

上から2つ目、国庫支出金でございます。決算額1,501億944万3,000円で、前年度に比べまして614億5,000万円余、69.3%の増となっております。これは、新型コロナ対策に伴う地方創生臨時交付金ですとか、緊急包括支援交付金の増等によるものでございます。

次に、4ページ目をお願いいたします。

一番上、寄附金でございます。決算額4億2,159万6,000円でございます。前年度に比べて1億5,000万円余、60.8%の増となっております。これは、新型コロナ関係の寄附金の増等によるものでございます。

次の繰入金でございます。決算額281億8,632万5,000円で、前年度に比べて64億7,000万円余、29.8%の増となっております。これは、財政調整積立金からの繰入金の増等によるものでございます。

1つ飛びまして諸収入でございます。決算額617億4,962万5,000円で、前年度に比べまして281億円余、83.5%の増となっております。これは、新型コロナ対策の資金繰り支援としても実施をいたしました、中小企業制度融資に伴う貸付金の元利収入の増等によるものでございます。

次の県債でございます。決算額798億9,630万9,000円で、前年度に比べまして111億2,000万円余、16.2%の増となっております。国土強靱化事業等に伴う土木債の増等によるものとなっております。

続きましては、5ページ目でございます。

収入未済額の状況についてでございます。表の一番下の合計欄をお願いいたします。

令和2年度の収入未済額でございます。県税や諸収入など合計で15億799万7,000円、前年度に比べまして1億円余、7.7%の増となっております。これは、新型コロナ等に係る徴収猶予の特例の適用の影響もございまして、県税等の未収金が増加したことによるものでございます。

続きまして、6ページ目をお願いいたします。

県債残高及び財政関係の2基金の残高等の状況につきまして、グラフでお示ししております。

まず、一番上のグラフでございますが、折れ線グラフの上のラインが県債残高の全体額でございます。折れ線グラフの下ラインが、償還財源が担保されております臨時財政対策債等を除いた、実質的な県債残高を示しております。

これまで、両方のラインともに減少傾向で推移しておりましたが、令和元年度から下のラインの実質的な県債残高が、それから令和2年度からは上のラインの県債残高の全体像も、若干でございますが、増加に転じてきております。これは、防災・減災国土強靱化緊急対策事業等に係る公共事業の増加を要因とするものとなっております。

次に、中央のグラフでございます。折れ線が財政関係2基金の残高を示しております。ここ数年、440億円程度を維持している状況でございます。

一番下のグラフであります。経常収支比率の推移を示しております。経常収支比率が高ければ高いほど、財政構造が硬直化していることを示しておりますけれども、令和2年度は実質的な交付税額、普通交付税等、臨時体制対策債を加えたものでありますけれども、その実質的な交付税額の増等によりまして、経常的な歳入が

増加したこと等から、前年度に比べて0.3ポイント低下をしております、92.5%となっております。

御案内のとおりであるんですけれども、本県、県税等の自主財源に乏しく、地方交付税等に大きく依存する財政構造となっております。財政健全化指針に基づきまして、財政関係2基金の維持ですとか、県債残高の抑制などによりまして、引き続き財政の健全性の維持に努めてまいりたいと考えております。

また、今後もコロナ対策ですとか、社会保障関係費の増、防災・減災対策など、多額の財政負担が見込まれますところ、また一方で、人口減少対策など、本県の抱える課題に対応し、将来を見据えた施策を積極的に推進していくためにも、引き続き、健全な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に8ページ目をお願いいたします。

第3、地方公共団体財政健全化法に基づく報告でございます。令和2年度の決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率につきまして、御説明を申し上げます。

この資料につきましては、監査委員の審査意見書の抜粋等によりまして作成をしております。

まず、1の(1)総合意見をお願いいたします。

健全化判断比率の4つの指標についてでございます。

①の実質赤字比率ですが、標準財政規模に対する一般会計と特別会計を合わせた赤字額の割合でございます。赤字が発生しておりませんので、該当する数字はございません。

それから、2つ目、連結実質赤字比率でございます。標準財政規模に対する一般会計等と公営企業会計を合わせた全会計の赤字額の割合で

ありますけれども、赤字はこちらも発生しておりませんので、該当する数字はございません。

③でございます。実質公債費比率でございますが、標準財政規模等に対する一般会計等における公債費に、公営企業会計の元利償還金に対する繰出金等を加えた、実質的な公債費の割合で、10.6%となっております。前年度と比べまして0.4ポイント低下をしております。

それから、④の将来負担比率でございます。標準財政規模等に対する一般会計等や公営企業会計の借入金等に加えまして、出資法人の負債など、将来、県の負担になる可能性があるものを含めた負債の割合を示すものでありますけれども、これが103.6%となっております、これも前年度と比べまして7.6ポイント低下しているという状況でございます。

これらの4つの指標につきましては、いずれも右側の欄の早期健全化基準と、それぞれ定められている基準を下回っておりまして、監査委員の審査意見でございますが、中ほどより下になります、(3)の是正改善を要する事項に記載がございますとおり、特に指摘すべき事項はないとされております。

次に、公営企業関係の資金不足比率についてでございます。

同じく8ページの、2(1)の総合意見を御覧ください。

資金不足比率でございますが、各公営企業会計における営業収益等の事業規模に対する資金の不足額の占める割合を表しておりますが、いずれの会計も資金不足が発生しておりませんことから、該当する数値はございません。

監査委員の審査意見でございます。

9ページの上のほう、(3)是正改善を要する事項にありますとおり、特に指摘すべき事項は

ないとされております。

続きまして、資料、変わりました、主要施策の成果に関する報告書の、今度は2ページ目を、恐れ入ります、お願いをいたします。

先ほど部長のほうから、1ページ目の総括を御説明しました。

それから、2ページ目のほうは、歳入決算の概要になっておりまして、今ほど前の資料で説明したとおりでございますので、こちらは省略をさせていただきます。

3ページ目でございます。

3、歳出の決算の概要についてでございます。簡単に御説明を申し上げます。

まず、(1)款別についてでございます。表の令和2年度の一番下の合計欄を御覧いただきたいと思っております。

歳出の決算額は6,866億4,948万5,000円でございます。対前年度比は、右端にありますとおり、20.8%の増となっております。表の下に特徴を書いています。全体的に端的に申し上げますと、新型コロナ対策が特徴ということになっております。

まず、民生費であります。生活困窮者支援に係る事業費が増加したこと等によりまして、前年度比約141億円、16.3%の増となっております。

次に、衛生費であります。文字どおり新型コロナ対策というところが増加したこと等によりまして、前年度比で約251億円、136.9%の増となっております。

次に、商工費につきまして、これもコロナ対策としても実施しております、中小企業融資制度貸付金が増加したこと等によりまして、前年度比約311億円、124.3%の増となっております。

次に、土木費でございます。国土強靱化対策

事業費が増加したこと等によりまして、前年度比約152億円、21.2%の増となっております。

次に、諸支出金につきましては、地方消費税清算金が増加したこと等によりまして、前年度比約90億円、24.2%の増となっております。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。

歳出決算の(2)性質別の状況でございます。一番上、義務的経費につきましては、下の特徴のところにも記載をしておりますとおり、公債費が元利償還金の減少によりまして、前年度比減となったことから、全体では前年度比約5億円、0.2%の減となっております。

次に、投資的経費についてでございます。普通建設事業費が単独事業費等の増により、前年度比増となったこと等から、全体では前年度比約136億円、11.7%の増となっております。

次に、その他の経費についてでございます。補助費等が新型コロナ対策に係る事業費等の増によりまして、前年度比で増、また、貸付金も中小企業融資制度貸付金の増によりまして、前年度比増となったこと等から、全体では前年度比約1,050億円、49.3%の増となっております。

決算の概要については以上でございます。

○満留税務課長 県税及び地方消費税清算金の決算について御説明いたします。

まず、決算特別委員会資料の7ページをお開きください。

令和2年度の県税歳入決算は、表の一番上、県税の計の欄にありますように、最終予算額986億5,000万円に対しまして、調定額が1,018億2,316万1,000円、収入済額が1,006億1,022万3,000円となっております。収入済額の対前年度比は101%となっており、最終予算額に対しましては、19億6,022万3,000円の増となっております。

さらに、不納欠損額は5,557万9,000円、還付未済額が9,000円でした。

その右隣、収入未済額は11億5,736万7,000円となっており、この表にはございませんが、新型コロナに係る徴収猶予の特例が設けられたことなどにより、前年度より1億1,615万8,000円増加しております。

一番右端の徴収率につきましては、98.8%となりまして、過去最高の徴収率であった前年度を0.1ポイント下回ったところであります。

次に、歳入増減の主な内容について御説明いたします。

資料の1ページにお戻りください。

県税収入全体では、増減の欄にありますように、前年度と比較しまして、金額で9億7,157万2,000円、率にして1.0%の増となっております。

主な税目の増減についてですが、まず上から2段目、個人県民税につきましては、令和2年度は令和元年度と比較しますと、5億2,606万3,000円の増となっております。これは、令和元年分の個人所得が増加したこと等により、増となったものであります。

次に、法人県民税につきましては、8億294万6,000円の減となっております。これは、税制改正により法人税割の税率が引き下げられたことにより、減となったものであります。

次に、事業税のうち、法人事業税につきましては、11億3,699万1,000円の減となっております。全体としては、新型コロナが主な要因ではありますが、業種別に見ますと金融保険業・サービス業での業績が低くなっております。

次に、地方消費税につきましては、35億5,394万3,000円の増となっております。これは、税率引上げが税収に反映されたことにより、増となっ

たものであります。

次に、その下の不動産取得税につきましては、2億1,045万6,000円の減となっております。これは、大建築物の課税の減少により、減となったものであります。

次に、その下、自動車税につきましては、3億742万円の増、また、そのすぐ下の自動車取得税につきましては、7億7,797万8,000円の減となっております。これは、いずれも税制改正によるものであります。

税制改正の内容ですが、それまでの自動車税と自動車取得税という組合せから、令和元年10月1日以降は、自動車税の種別割と自動車税の環境性能割という組合せになりました。

このような改正によりまして、ここに記載のあります自動車税につきましては、自動車税環境性能割の通年度化により増となりまして、自動車取得税につきましては、令和元年10月以降は廃止されたことにより、減となったものであります。

次に、その下の軽油引取税につきましては、4億3,144万8,000円の減となっております。これは、貨物輸送量の減等により、減となったものであります。

その他の税目につきましては、記載のとおりであります。

最後に、地方消費税清算金についてであります。一番下の欄を御覧ください。これは、全国で納付されました消費税のうち、地方消費税分を最終消費地へ帰属させるために、都道府県間で清算を行うものであります。令和2年度の清算金収入は、486億7,447万8,000円で、令和元年度に比べて、金額にして87億4,751万5,000円、率にして21.9%の増となっております。これは、清算対象となる地方消費税収入が増加したこと

により、増となったものであります。

説明は以上であります。

○佐藤総務課長 総務課でございます。総務課の歳出決算状況について御説明いたします。

引き続き、決算特別委員会資料の11ページをお開きください。

歳出決算課別集計表のうち、総務課の決算額は、左から順に予算額2億9,386万3,000円に対して、歳出済額は2億8,529万7,419円、不用額は856万5,581円、執行率は97.1%です。

次に、不用額の内容について御説明いたします。

12ページをお開きください。

まず、表の上から3段目、(目)一般管理費の不用額334万4,302円です。これは、主に旅費や事業費における職員の出張旅費や消耗品購入費など、事務費の執行残でございます。

次に、ページ中ほど、(目)文書費の不用額527万1,279円です。これは、主に事業費や役務費などにおける総務課所管の印刷室の運営事務費や、文書発送に係る経費などの執行残でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

総務課の説明は以上でございます。

○長谷川人事課長 人事課の歳出決算の状況について御説明いたします。

同じ委員会資料の11ページをお開きください。

人事課は、表の上から2段目、予算額51億2,512万1,000円、支出済額48億8,998万3,331円、翌年度繰越額2,530万円、不用額2億983万7,669円となっており、執行率は95.4%であります。翌年度繰越額を含めると、その上の括弧書きにありますように、95.9%となります。

次に、主な不用額について御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

表の上から3段目、(目)一般管理費の不用額1億8,350万533円です。その主なものは、職員手当等の不用額1億6,278万4,018円ですが、これは職員の時間外勤務手当の執行残であり、鳥インフルエンザの発生を受けて2月補正で増額した予算の執行残や、各部局に調整のために配分した予算の執行残であります。

次に、14ページを御覧ください。

一番上の(目)人事管理費の不用額2,633万7,136円です。その主なものは、職員の海外派遣や各種研修等の旅費や、人事給与システムの保守管理等を行う委託料の執行残であります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

白い冊子の主要施策の成果に関する報告書67ページをお開きください。

1、安心して生活できる社会の(1)ICTの利活用及び情報通信基盤の充実についてであります。

施策推進のための主な事業及び実績について御説明いたします。

新規事業ICT活用による業務効率化推進であります。

データ入力等の定型的な20の業務につきまして、RPAなどの導入により作業の自動化を行ったほか、議事録作成支援システムの導入によって、事務処理の省力化を図りました。

また、モバイル端末の導入などにより、自宅や出張先などから庁内ネットワークへ直接接続できるテレワーク環境の整備を行ったところがあります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

人事課の説明は以上であります。

○石田財政課長 財政課の歳出決算の状況について御説明いたします。

令和2年度決算特別委員会資料の18ページをお願いいたします。

一般会計及び公債管理特別会計を合計しました財政課の決算でございます。

一番下の欄になりますけれども、予算額2,164億1,238万9,872円に対しまして、支出済額が2,152億8,870万9,986円であります。不用額が11億2,367万9,886円、執行率99.5%となっております。

主な不用額について御説明を申し上げます。

15ページ目をお願いいたします。

まず、一般会計でございます。上から3段目、(目)一般管理費の欄でございますが、不用額が10億6,969万3,356円となっております。

その理由でございますが、財政課の一般管理費には、財政課の事務費のほかに、各部局で突発的に必要となった経費などを賄うための共通経費を計上しております。

この共通経費でございますが、例えば、国庫補助金の返還の必要が生じた場合などに、各課でその都度予算措置をするのではなく、あらかじめ財政課で予算を一括計上し、必要に応じ財政課から担当課に予算を分任しているものでございます。

一方で、所要額を正確に見込むことが困難なものであること、また、その他不足の事態が行った場合に備える必要もありますことから、財政課において、年度末まで予算を確保していたものでございまして、不用額のほとんどは、この共通経費の執行残ということになっております。

次に、16ページ目をお願いいたします。

一番上の(目)財政管理費の執行率77.3%につきましては、財政課職員の普通旅費などの執

行残によるものとなっております。

2番目の(目)財産管理費、その下の(款)公債費の(目)元金、その次の(目)利子、次の(目)公債諸費につきましては、100万円以上の不用額及び執行率90%未満のものはございませんので、説明を省略いたします。

次に、17ページ目でございます。

予備費になります。予備費でございますが、年度途中において、不測の事態により予定外の支出の必要が生じた場合などに対処する経費でございます。

この予備費でございますが、当初予算で1億円を計上しておりましたが、このうち、令和2年度中に4,737万7,128円を他の予算科目に充用いたしました。その結果、予算現額が5,262万2,872円となっております、その全額が不用額となっております。

予備費から予算充用した項目の内訳につきましては、右の説明欄に具体的に記載をしておりますけれども、まず、①にありますように、令和2年7月豪雨による災害被災県、これは熊本県でございますが、そういったものに対する見舞金ですとか、②にありますように、予算不足によるものとして、コロナ対策の軽症者受入れの宿泊施設の開設準備など、議会の予算議決前までに必要なこのコロナ対策の経費などと合わせまして、全体で21件がこの充用している内訳となっております。

次に、18ページ目をお願いいたします。

公債管理特別会計でございます。この公債管理特別会計でございますが、一般会計からの繰出金などにより、県債に係る元金及び利子の償還等を行うための特別会計であります。

(款)総務費の(目)積立金、その下の公債費のいずれの(目)につきましても、100万円以

上の不用額及び執行率90%未満のものはございませんので、説明を省略いたします。

なお、歳入歳出決算審査意見書おける指摘要望事項はございませんでした。

財政課は以上でございます。

○鹿島財産総合管理課長 財産総合管理課の歳出決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページにお戻りください。

財産総合管理課につきましては、上から4段目になります。

財産総合管理課の決算額は、予算額74億3,019万5,000円に対しまして、支出済額は65億6,507万8,404円、翌年度繰越額は6億8,070万5,000円、不用額は1億8,441万1,596円となっております。執行率は88.4%であります。翌年度繰越額を含めると、その上の括弧にありますとおり、97.5%となります。

次に、主な不用額の内容について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

ページ中ほど、(目) 財産管理費の不用額1億2,689万5,055円です。主なものといたしましては、まず、中ほどの需用費3,149万4,936円、こちらは本庁舎・各総合庁舎・特別公舎の光熱費等の執行残であります。

その2つ下の委託料1,737万42円、こちらは庁舎の清掃警備や機械設備修繕関係の委託等の執行残でございます。

また、さらにその2つ下の工事請負費7,286万611円は、防災拠点庁舎建設や庁舎の修繕工事等に伴う執行残でございます。

次に、20ページをおめくりください。

(目) 県有施設災害復旧費の不用額5,751万5,198円、こちらは災害等によって被害を受け

た県有施設の補修・復旧経費の執行残でございます。

続きまして、主要施策の成果について御説明をいたします。

主要施策の成果に関する報告書の68ページを御覧ください。

2、安全な暮らしが確保される社会の(1) 多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりについてであります。

1つ目の県庁舎BCP対策は、本庁舎や総合庁舎等のエレベーター耐震改修や、受電設備等の高所移設などを行う事業で、平成28年度から実施しているものであります。

主な実績内容としましては、4号館のエレベーター耐震改修や、1号館等の受電設備の改修を実施したところでございます。

次の防災拠点庁舎整備につきましては、防災拠点庁舎建設主体工事等を実施いたしました。

次に、70ページをお開きください。

1、その他(県政一般)の(1)老朽化した施設の再整備と余剰空間の有効施設についてであります。これは、宮崎県東京ビルを民間活用ビルに再整備し、将来にわたって県政発展を支える機能を維持するための事業であり、主な事業実績といたしましては、専門業者に託し、東京ビル再整備に係る基本計画や、公募要項(案)等の作成を行ったところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

説明は以上であります。

○満留税務課長 税務課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをお開きください。

税務課の計は、表の上から5段目にあります

とおり、予算額510億9,530万7,000円、支出済額509億5,779万3,737円、不用額1億3,751万3,263円で、執行率は99.7%となっております。このうち、(目)の執行残が100万円以上のものが4件で、執行率が90%未満のものはありません。

同じく委員会資料の21ページをお開きください。

最初の(目)税務総務費でございます。不用額は9,212万3,206円、執行率は96%となっております。これは、主に過年度に収められた県税を還付するための経費である償還金利子及び割引料の執行額が、見込みを下回ったところによる執行残であります。

次の(目)賦課徴収費であります。不用額は1,796万2,371円、執行率は99.2%となっております。これは、県税総務事務所及び税務課において執行しております県税の賦課徴収に要する納税通知書等の印刷や、郵送料などの事務費の執行残であります。

次に、22ページを御覧ください。

中ほど、上から3番目の(目)株式等譲渡所得割交付金であります。不用額は1,897万5,000円、執行率は93.7%となっております。

また、その2つ下の(目)ゴルフ場利用税交付金であります。不用額は830万3,484円、執行率は96.8%となっております。これらは税収に基づき一定割合を市町村に交付するもので、いずれも税収が見込みを下回ったために執行残が生じたものであります。

歳出決算の状況に関する説明は以上であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の71ページを

お開きください。

産業づくりの1、創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会の(1)商業・サービス業の振興であります。施策推進のための事業及び実績について御説明いたします。

RPAソフトによる県税業務働き方改革推進であります。これはRPAを導入して、住民基本台帳ネットワーク連携による税務システム登録情報の自動入力及び電子申請システムによる住所変更手続の手続データの自動入力を行ったものであります。

施策の成果等としましては、これらの作業を自動化したことにより、事務処理の省力化、業務の効率化を図ることができました。

令和2年2月から運用開始しました電子申請システムによる住所変更手続データの自動入力につきましては、令和2年度の住所変更手続全体の半数を超える917件を自動化したところであります。自動化によって職員の負担軽減となるほか、書面による手続で発生するやり取りが最小限となるため、県民の利便性向上にもつながっております。

今後とも、県税業務において業務改善を図りつつ、RPAに適した業務の自動化・効率化を進め、県民の利便性向上及び県内のICTの浸透に努めてまいります。

次に、歳入歳出決算審査意見書で審査の意見がありましたので、御説明いたします。

令和2年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の5ページをお開きください。

4、収入の確保についての(1)県税収入の確保についてであります。

上から5行目の後半、県税の収入未済額から始まる部分になりますが、読み上げさせていただきます。

「県税の収入未済額11億5,736万7,000円のうち、個人県民税は6億8,061万3,000円となっており、今後とも個々の納税者の状況に配慮しつつ、賦課徴収を行う市町村との連携を密にして、効果的な徴収対策を講じられるよう要望する。」との御意見でありました。

個人県民税は、県税の収入額のうち約3割を占めておりますが、収入未済額では、県税全体の約59%となっております。このため、賦課徴収権を持つ市町村の徴収業務の促進のため、各県税総務事務所におきまして、徴収担当職員の併任人事交流や市町村からの徴取引継ぎ、管内市町村との合同の徴収対策会議等を実施するとともに、特別徴収制度の適正化の推進を図るなど、収入未済額圧縮に取り組んでいるところであります。

今後とも、個々の納税者の状況に配慮しつつ、市町村とさらなる連携強化を図りながら、収入未済額の圧縮に努めてまいります。

税務課の説明は以上であります。

○川畑市町村課長 それでは、市町村課分について御説明いたします。

決算特別委員会資料に戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

市町村課につきましては、表の中ほどにございますが、予算額12億9,677万2,000円、支出済額12億8,430万4,267円となっております。不用額は1,246万7,733円でありまして、執行率は99.0%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたしますので、23ページをお開きください。

上から3段目、(目)支庁費の不用額が12万6,421円、執行率が85.1%であります。これは、需用費につきまして、西臼杵支庁管内3町との意見交換等が新型コロナウイルスの影響で実施できな

かったことなどによる執行残であります。

次に、24ページをお開きください。

上から2段目の(目)市町村連絡調整費でございます。不用額が228万6,695円であります。これは、主に旅費につきまして、同様に新型コロナウイルスの影響で各種会議が開催されなかったこと等による執行残であります。

同じく下段にあります、(目)自治振興費であります。不用額は821万2,150円あります。これは、一番下に書いております、貸付金である市町村地域づくり支援資金貸付金が、貸付先であります市町村において、入札残等により執行残となったものでございます。

次に、25ページを御覧ください。

中段にあります(目)選挙啓発費であります。不用額が99万5,620円、執行率が65.0%であります。これは、主に報償費、それから委託料につきまして、こちらもコロナの影響で、啓発事業等が実施できなかったことによる執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたしますので、72ページをお開きください。

市町村課につきましては、(2)の連携・絆の構築による魅力ある地域づくりについてであります。

主な事業及び実績について御説明いたします。

表にありますとおり、事業といたしましては、県市町村連携推進であります。これは、主な実績内容等の欄にございますとおり、市町村が連携して行う行政サービスの充実に向けまして、広域的な取組の仕組みづくりに対して支援を行うものでございます。

また、市町村サポート事業でございます。県職員で構成いたしますサポートチームが市町村に出向きまして、課題等について助言等を行う

もので、2団体で実施したところでございます。

施策の成果として3点ほど掲げておりますとおり、広域的な仕組みづくりのベースであったり、あるいは県と市町村の連携体制の共通認識を深める、個別具体的な各市町村の課題に対する取組の進捗につながったというところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

市町村課は以上でございます。

○新立総務事務センター課長 総務事務センターの歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページを御覧ください。

総務事務センターは、表の中ほどに記載してありますように、左から予算額7億4,966万4,000円、支出済額7億4,263万6,108円、不用額は702万7,892円、執行率は99.1%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

26ページをお開きください。

上から3番目の(目)一般管理費であります。右から3列目の不用額が307万2,180円となっております。この理由でございますが、本庁及び各地区の総務事務センターの人件費及び事務費の執行残でございます。

次に、その下の段、(目)人事管理費であります。右から3列目の不用額が310万3,892円となっております。この理由でございますが、健康管理事業や、職員厚生事業に係る経費及び事務費の執行残でございます。

監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございませんでした。

総務事務センターは以上でございます。

○日高危機管理局长 危機管理課の決算について御説明をいたします。

同じく決算特別委員会資料の11ページをお願いいたします。

一般会計の下から2段目の行にありますように、危機管理課においては、予算額6億5,818万5,000円に対しまして、支出済額5億1,400万5,273円、不用額1億4,417万9,727円、執行率は78.1%となっております。

主な不用額について御説明いたします。

28ページをお開きください。

上の段の(目)諸費の執行率が6.9%となっておりますが、これは、法定受託事務であります、自衛官募集事務に係る会議への参加旅費や募集事務費用の執行残であります。

次に、中ほどの(目)防災総務費の不用額が3,920万1,624円となっております。主な理由ですが、節の欄、一番下から6行目になりますが、委託料の不用額1,004万5,943円につきましては、後ほど説明いたします、防災情報共有システムの構築費用の執行残や、例年計上しております、えびの高原周辺の火山ガス測定におきまして、噴火が起きた場合に備えて計上している測定費用が不用となったものであります。

また、下から3行目の負担金補助及び交付金の不用額1,705万2,000円は、市町村が行います、津波避難施設の整備や避難場所等の整備に対する交付金や補助金の額の確定に伴い、不用となったものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

上の段の(目)消防連絡調整費の執行率が41%となっておりますが、これは、林野火災発生時に使用します空中消火用バケットが損傷した場合に備え、予算計上していた修繕費用が不用となったものであります。

下の段の(目)救助費は、不用額が1億443万683円、執行率が28.6%となっております。不

用額の主な理由であります。節の段2行目の需用費の不用額3,078万512円につきましては、計画的に購入しております備蓄物資の使用を一部見直したことなどにより、入札残が生じたものでございます。

また、下から2行目の負担金補助及び交付金の不用額5,030万603円及びその下の積立金の不用額2,107万1,568円でありますけれども、これらは例年災害救助法が適用された場合の備えとして予算計上しているもので、負担金は市町村が避難所運営や仮設住宅を設置した場合における負担費用として、また、積立金は災害救助基金を取り崩した場合の費用として計上しておりましたが、どちらも災害救助法が適応となる災害が発生しなかったことから、不用となったものでございます。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の73ページをお開きください。

危機管理課では、安全な暮らしが確保される社会を目標としまして、多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりに取り組んだところでございます。

施策推進のための主な事業及び実績について御説明いたします。

まず、総合防災訓練強化につきましては、新型コロナウイルスの影響で、県総合防災訓練は実施できませんでしたが、伝達参集訓練に加えまして、防災庁舎の新たな施設や設備を活用した図上訓練を行い、防災体制の強化を図ったところでございます。

次の減災力強化推進につきましては、南海トラフ地震等に備え、市町村が行います避難場所等の整備や避難訓練の実施、津波避難施設の整

備に対して支援を行っております。

次の災害への備え100%推進につきましては、宮崎県防災の日や防災週間に合わせまして、テレビCM等による啓発を行うとともに、11月5日の津波防災の日には、県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」を実施して、県民の防災意識の普及・啓発に取り組んだところでございます。

74ページをお開きください。

「みんなのPOWERを結集！「共助の力」強化」につきましては、県内各地域で防災士養成研修や防災士の資質向上に係る研修を実施しまして、防災活動の中核的な人材を育成するとともに、地域の防災力向上に対する支援としまして、防災士出前講座や自主防災組織の資機材整備に対して補助を行っております。

次の霧島山警戒避難体制整備につきましては、本県、鹿児島県及び関係市町で設置しております、霧島山火山防災協議会を開催いたしまして、警戒避難体制の整備を推進するとともに、えびの高原（硫黄山）周辺の火山ガスを測定公表いたしまして、観光客等の安全確保を図ったところでございます。

次の防災情報共有システム整備につきましては、防災庁舎の整備に併せまして、最新のICT技術を活用し、様々なシステムで提供される防災情報を一元的に集約できるシステムを構築し、防災体制の強化を図ったところでございます。

最後に、宮崎県地震・津波避難想定調査であります。日向灘地震による地震・津波の被害想定につきましては、東日本大震災が発生する前の、平成18年度の古い知見で調査されていたため、最新の知見で、津波の到達時間ですとか、浸水面積などについて調査を実施し、引き続き

早期避難が重要であるとの結果を得たところでございます。

75ページを御覧ください。

施策の進捗状況であります。令和2年度におきましては、災害に対する備えをしている人の割合は52.8%、自主防災組織活動カバー率は87.2%、県内の防災士の数は5,646人となっております。おおむね、目標値に向かって推移しているところでございます。

以下の施策の結果等につきましては、ただいまの事業の説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

危機管理課の説明は以上でございます。

○佐藤消防保安課長 消防保安課の決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料11ページをお開きください。

消防保安課は一般会計、一番下の欄にありますとおり、予算額13億228万3,000円、支出済額12億7,100万3,876円、不用額3,127万9,124円、執行率97.6%であります。

次に、主な不用額について御説明いたします。

30ページをお開きください。

上の段、(目)防災総務費の不用額は2,209万6,407円となっております。不用額の主な理由であります。節の欄、上から5段目の需用費の不用額510万5,772円は、防災救急ヘリコプターの修繕費や管理運営費などの執行残、次に、4段下の工事請負費の不用額570万4,009円は、防災行政無線の移設整備費などの執行残、また2段下、負担金補助及び交付金の不用額593万6,959円は、市町村等の消防防災活動の資機材整備に対する補助金などの確定に伴い、不用と

なったものであります。

次に、中ほどの(目)消防連絡調整費の不用額、809万1,526円となっております。不用額の主な理由であります。節の欄、下から4段目の委託料の不用額405万3,615円は、危険物取扱者及び消防設備士の免状交付において、見込んでいた件数よりも実績が少なかったことによる執行残であります。

31ページを御覧ください。

(目)鉄砲、火薬、ガス等取締費は、不用額109万1,191円、執行率75.1%となっております。これは、高圧ガス製造施設や液化石油ガス施設の指導に係る旅費などの執行残であります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の76ページをお開きください。

2、安全な暮らしが確保される社会を目標といたしまして、(1)多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりに取り組んできたところであります。

施策推進のための主な事業及び事業実績について御説明いたします。

防災行政無線管理事業につきましては、防災行政無線設備の維持管理を行うとともに、防災庁舎建設に伴う移設整備や落雷対策を実施しております。

次に、航空消防防災管理運営事業につきましては、防災救急ヘリコプター「あおぞら」による山岳・海難事故における捜索・救助、救急患者の搬送、林野火災の消火等を行っており、令和2年度の緊急運航件数は113件でありました。

次に、「消防団に新しい力を！」事業につきましては、消防団の活性化や消防団員の確保対策として、消防団幹部による検討会議を開催した

ほか、消防団の広報紙や加入促進のチラシを、市町村や高等学校等に配布しております。

令和3年4月1日現在の消防団員は、県全体で1万3,971人で、前年より192人減少しており、女性消防団員は420人で、1人減少しております。

今後も、消防団員の確保のための取組を推進してまいります。

次に、77ページを御覧ください。

みやざき消防力充実強化事業につきましては、防災力の強化を図るため、市町村等が実施した消防防災活動資機材の整備等に対して支援を行っております。

次に消防学校につきましては、市町村等の消防職員や消防団員等に対して訓練や研修を行っております。

次の78ページの施策の成果等につきましては、ただいまの事業の説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

消防保安課の説明は以上でございます。

○西村主査 執行部の説明が終わりました。

委員の皆様方からの質疑はございませんか。課ごとに進めていきたいと思っておりますので、誰かが質問して同じ課であれば、併せて質問を続けていただくようお願いいたします。

○凶師委員 まず、令和2年度の決算の総括として、実質収支は一応黒字にはなっていますが、これは国からのコロナ対策費なりが多額に注ぎ込まれたゆえにということで、やっぱりここでフォーカスしたいのは、県税のところでありませう。

資料の1ページ、県民税、事業税がやはり大きくマイナスになっています。法人事業税は税率の引下げというところで、金融なり保険・サ

ービス業の業績が低調だったと説明にもありましたが、その産業の令和2年度の倒産件数、業種と、大きいものを上から3つぐらいちょっと教えてもらってよろしいでしょうか。分からなければ、件数だけでも。

○満留税務課長 倒産件数と委員からの御要望でしたが、申し訳ございません、今、その資料については、税務課のほうでは把握をしております。もし必要であればまた。

○凶師委員 いや、いいです。ちょっと質問を変えます。

法人事業税で3つの業種が業績低調だったということですが、例えば、金融関係がおおむね何%とか、サービス業が何%とか、そういうものが分かりますか。業種でお答えができればお願いいたします。

○満留税務課長 今出ておりますもの以外で、例えば、卸・小売・飲食業ですと95.4%、通信・運輸ですと91.1%となっております。

○凶師委員 令和元年度と比較してということですよ。

○満留税務課長 はい。令和元年度と比較してということで、申し訳ありませんが最初から。

マイナスになったものでいきますと、製造業が99.2%、運輸・通信が91.1%、卸売・小売・飲食が95.4%、金融業のところ、その他金融業というところで52.3%と不動産業94.8%、サービス業が92.5%となっております。

逆に、増加しているものとしましては、建設業が119.9%、銀行業が107.6%、証券業が112.2%となっております。

○凶師委員 細かいところで申し訳ありません。金融等の業績が前年度とすると52.3%、これはどういう業種なんですか。

○満留税務課長 日本銀行のほう外国為替関

係で大きな損益を出しているということで、宮崎にも支店がございますので、その他金融業というところは、それが要因で大幅に落ちているということになります。

○西村主査 ほかに税務課で関連して、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 税務課はないようですので、ほかの課でも。

○凶師委員 決算の審査意見書の5ページの4の(1)、これも税務課になりますかね。

やはりこの県税収入を今後も確保していくというのは非常に大切なところだと思うんですが、自動車税に関して、県内に転勤されてくる方々、特に、自衛隊関係者の方々の自動車の住所変更と申しますか、所在地変更が非常にルーズになっていて、それに関する未済額が多いと以前聞いたことがあるのですが、何か最近の情報があれば教えてください。

○満留税務課長 自動車税に関連して、いわゆる自動車のナンバープレートの住所変更のことだと思っておりますが、おっしゃるとおり、自衛隊や国の施設に勤務されている方々が異動されて、県外から宮崎に来た場合、本来、宮崎ナンバーに変更するということが、所管としては運輸支局になりまして、我々もホームページ等で案内をしておりますが、現状がどうなっているかということについては、今の段階では調査等、把握はしていないところでございます。

○凶師委員 額として、そう大きくないのかもしれないかもしれませんが、以前その件で地元の行政書士から、そういう変更手続は行政書士が対応しますので、そういう方々への経済効果もあるから、やはり公務員である以上、そういう手続はちゃんとさせてくれというような要望があり

ました。

新田原基地の幹部の方にも話したんですけども、これは言っているのか、結局、自衛隊員は転勤が付き物だから、多分、宮崎県から行った人も住所変更してないので、その人たちは宮崎に納めていますよと。だから、持ちつ持たれつじゃないですが、数的には、そんなに増減はないんじゃないでしょうかねと。強いて言うならば、県税事務所のそういう手続を自衛隊内でやってもらえるように、出張サービスなんかがあるといいですね、みたいなことを言われたことがあるんですが、そういうものに関しての御意見があれば、お願いします。

○満留税務課長 いわゆる自動車の登録の変更自体は、残念ながら、県税事務所の所管ではないので、そこに行って手続をすることは、ちょっと難しいと思っております。

ただ、登録手続等の適正化というところは重要なことであろうと思っておりますので、税務課、各県税事務所とも、そういう変更手続の適正化については、機会あるごとに周知してまいりたいと思っております。

○凶師委員 すみません、ありがとうございました。

○田口委員 この資料の1ページのところの県税のところ、上から2番目の個人県民税、増減額が増で5億2,606万3,000円、令和2年度決算ですから、コロナで大変だと思うんですけども、その説明によると、個人所得が増加したこと等による増と、これはどういうことなのか、もう一度説明いただけますか。

○満留税務課長 御説明いたします。

個人県民税、いわゆる住民税については、前年の所得に対して課税されるので、今回、令和2年度の決算としましては、令和元年分の所得

に対する課税の分ということで、まだ新型コロナの影響が出る前の所得に対する課税だと御理解いただきたいと思います。

○田口委員 分かりました。前年ということですね。じゃあ、逆の見方をすると、今年度は減るということも十分考えられるわけですね。

○満留税務課長 確かに、コロナの影響を受けていると予想されますので、今年度については減少すると考えられます。注意深く見守っていく必要があると思っております。

○田口委員 はい、分かりました。

○西村主査 ほかに税務課はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 なければ、ほかの課でも構いません。

○外山委員 13ページの職員手当等の不用額が結構大きくて、内容は、時間外手当とか、そういったものでしょうか。

○長谷川人事課長 この分につきましては、時間外手当に係る執行残となっておりまして、昨年度、鳥インフルエンザが発生したことで、2月に増額補正をしております。

補正予算を上げる時点で、県外で9例発生していきまして、恐らく年度内に残り4例ぐらいあるだろうということで、1例当たり2,000万ぐらいの時間外手当がかかると見込んで、2億6,000万ぐらい鳥インフルエンザ対策として計上したところなんですけど、結果12例の発生にとどまったということと、発生した時期が近くて、エリアが重なったときは一連の消毒ポイントが重複したり、あるいはそれに対する対策本部が共通の形で受けたりするものですから、そこ辺りで実際よりも作業の工程が少なかったということ、それと、自衛隊とかからの協力もかなり得られたということで、多めに見込んでいた予算につ

いて執行残が出たということになっております。

○外山委員 つまりほかの部署が、例えば、福祉保健部とか、本年度は、いわゆるコロナ関係で物すごい時間外が増えているので、そこ辺りは、同じような手当がなされるんですかね。

○長谷川人事課長 時間外手当につきましては、まず各課ごとに、職員の数に応じて予算を確保しておりまして、それと別に人事課のほうで調整分ということで、別途、全庁的に部局間の凸凹を調整したりするような形での予算を持っております。

通常であれば、その範囲内である程度収まる場所なんですけど、そこでも収まらなかったということで、昨年度、鳥インフルエンザについては補正をやったということです。

今年度については、年度当初の配分で既に福祉保健部には、多めに手配しておりまして、今後のまた状況を見ながら、必要があれば、また2月補正辺りで対応するという事も考えられると思っております。

○外山委員 はい、分かりました。結構です。

○西村主査 人事課でほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 なければ、ほかの課でも結構です。

○凶師委員 市町村課で、この成果に関する報告書の72ページで説明を受けたんですが、これは、予算としては小さいんですけども、県単独の事業でもありますし、中山間地なりの広域連携なり、また一部事務組合が今後また動いていく際には非常に役に立つ事業だと思います。

ちなみに、今回は2団体、西米良村と西都市をサポートされた事業があるということなんですけど、具体的なものをちょっと教えてください。

○川畑市町村課長 今回は人事評価の制度の運用等について支援をとということで、昨年度、対

応したところでございます。

委員御指摘のとおり、やはり大変重要な取組だと思っております。例年は、10団体ほど平均してやっているところでございますが、昨年度はコロナの影響でなかなか職員が移動しての開催は難しいということで2団体ではございましたけれども、そういった市町村のきめ細かい、全体的な助言をしているんですけれども、市町村のニーズとか、それぞれの市町村によって課題が違うところもございますので、きめ細かく市町村の要望なり、あと、我々も必要性を見て、しっかりとサポートしていきたいと思っております。

○**図師委員** 例えば、この事業を利用して、隣接する市町村なり、中山間地域の自治体が同じ何か事業に取り組む際に、先ほど言った一部事務組合をつくったり、会計の機能を共有化したり、そういう場合にもこの事業は使えるものなんでしょうか。

○**川畑市町村課長** 委員御指摘の、そういった広域圏の取組という意味では、今、御覧いただいた、72ページの表の一番上のほうに2地域と書いています。

例えば、委員おっしゃったとおり、水道事業辺りを同じような形でできないかとか、あるいは地域の、例えば、県立高校の存続に向けた保護者のニーズであったりとか、そういったものを複数の自治体と一緒に取り組むといったような、それに対する支援でございまして、そういう部分では、やはり広域的な連携という重要性に鑑みて、しっかりとこういったものも活用して、御検討いただければなと思っておりますのでございます。

○**図師委員** ありがとうございます。大変参考になりました。

今言われたように、中山間地域の学校を存続させるとか、統合されたときの子供たちの通学の足の確保とか、スクールバスの運行とか、そういうものが今、各自治体任せになっていたり、各学校のPTA任せになっているところがあったりして、自治体を超えた連携というのができていないところがありますので、市町村にしっかり下ろしていただいて、大いにこういう事業を活用していただければと思います。私もまた伝えていきたいと思っております。

○**川畑市町村課長** 御指摘いただいたとおり、広域連携とか、複数の自治体と一緒に地域共通の課題に取り組むことが重要であると考えていますので、我々も積極的に御紹介し、活用を促していきたいと思っております。

○**図師委員** よろしくお願ひします。

○**西村主査** 市町村課はありませんか。ほかの課でも結構です。

○**井上委員** 危機管理課でお願いしたいんですけども、主要施策の73ページの減災力強化推進で、予算額総体というのはそんなに大きくないんですが、避難場所等の整備に関する補助で、補助箇所はすごく多いんですよね。何を補助していらっしゃるんですか。

○**日高危機管理局长** これは、市町村が整備します避難所ですとか、避難所に向かう道路の備品とか、そういった避難経路に必要な備品であったりとか、そういったものを補助するものでございます。

○**井上委員** 具体的に何ですか。

○**日高危機管理局长** 避難所で必要になる備品と、要するに、手すりですとかそういったものについて、補助するものでございます。

○**井上委員** じゃあ、市町村は、大規模に避難所、いろいろつくるんですけども、そのとき

に県ができることというのは、大体どうい
うことを補助の対象にしてるのですか。

○日高危機管理局長 避難所を整備すること自
体にも補助はできますけれども、額的にはそう
大きなものではありませんので、そういった避
難所に必要になってくるようなもの、あとは避
難訓練ですとか、そういったソフト的なもの
に対して補助をするということになっています。

○井上委員 電源とか、そういうものは入って
ないんですね。備品は、県が購入して、そのま
ま避難所に持っていくのかなと思っていたん
ですけれども、何を想定してこんなにして
いるのかがちょっと分からないのと、電源
とか、そういうものについては、市町村に
もう任せるといふ感じですか。

○日高危機管理局長 基本的には、市町村が個
々に整備するするものもありますけれども、
県が直接その地域に支援するという場合も
ございます。

○井上委員 1か所に関する額は小さいです
もんね、これでいくとね。5市町村で38
か所とか、5市町村で73か所、5市町
村で10か所とかって、全体のこれで割
り算すると、相当小さいですよ。なぜ細
々したの。

○日高危機管理局長 ちょっと品目等につ
いて、ちょっと確認をさせていただきます。

○井上委員 教えてください。

避難所で、今、物すごく、やっぱり必要
なのは、蓄電池であったりとかですよ、
電源のあれとかというのは物すごく必
要になってくるわけですよ。

それと、避難所のそこに行けなくて、
ただ、避難所の近辺で、車の中で宿
泊する人たちなんかもいたりするわけ
ですよ。だから、そういう意味でい
うと、電源の確保とか、そういうの

てすごく大事だと思うんですけども、
そういうのって、市町村が主たるあれ
で、県からの補助というのはあんまり
考えられないと理解していいというこ
とですかね。よく相談を受けたりす
るんですけど。

○日高危機管理局長 基本的には、やっ
ぱり市町村が整備するということにな
るんですが、例えば、自主防災組織
であったりとか、そういったところで
公民館とかに、もう、その機材を備
えたりというのがございますが、そ
ういったのは別のメニューで、県の
ほうで補助するというメニューは別
にございます。

申し訳ありません。先ほどの具体的
に補助した内容、物ですけども、簡
易トイレとか、あと備蓄倉庫、委員
のおっしゃった発電機等、そういった
ものについての補助を行っているよ
うでございます。

○井上委員 総金額に対する一部補助
ということね。

○日高危機管理局長 全額補助、その
まま100%ではありませんので、金
額はその3分の1、4分の1という
ことになります。

○井上委員 そういうことに関して、
避難所は以前に比べて密になっちゃ
いけないので、数を増やさざるを得
ないんですよ。

先々を考えていくと、そういう考え
方で、その、避難所に対する、だ
から、市町村がその予算を相当確
保しないとできないような状況にな
っていくわけですよ。そのことにつ
いての、これはやっぱり令和元年の
あれだから、元年で言ったら、こ
んな状況なんですかね。県に対し
て、全く要望がないんですか。

○日高危機管理局長 コロナに関して
の避難施設の設備に関していうと、
国の臨時交付金を使えるということが

○井上委員 コロナだけではないよ、災害だよ、災害だよ。

○日高危機管理局長 要するに、災害に備えた避難所を増やすにしても、それに対してコロナ関係の臨時交付金が、市町村のほうで10分の10で使えますので、そういったもので、今、整備していると我々は聞いております。

○井上委員 分かりました。

○函師委員 委員会資料の29ページで、説明はあったんですが、(款)民生費の(目)救助費の需用費が6,000万余とありますが、半分以上が不用額となっています。これは備蓄品等の使用を見直した結果ということなんです、具体的なものもちょっと教えてください。

○日高危機管理局長 昨年度、備蓄を進めていく上で、具体的なものでいうと毛布ですが、それを1万7,000枚ほど買う計画で予算を計上しておりましたけれども、収納場所等の関係もありまして、若干見直し等を行ったところ、単価等も含めて下がり、半分ぐらいの執行となっています。

○函師委員 じゃあ、毛布を見直して、何を新たに買って、また、それはどこにどういう状態で備蓄されているんでしょうか。

○日高危機管理局長 毛布を買うことは毛布を買うんですけども、その毛布の収納場所として予定をしておりました都農高校の跡地を災害物資の置場として、今、使っていたわけですけども、それが売却されるというような情報等も入ったものですから、来年度以降、置くことができないので、枚数をちょっと抑えまして、次年度以降はどこに収納するか等もきちっと考えた上で購入すると、先延ばしにしたような形となっております。

○函師委員 令和2年度の決算額では減額に

なっているけれども、また収納場所等が明確になれば、そこに予算措置されるとの理解でよろしければ、もう説明は要りません。

○日高危機管理局長 一応災害救助基金を取り崩して物資に変えて、それを保管するということになっていますので、今、基金のほうに金額が残っていることとなります。時期が来れば、物資のほうにということで、購入することになっております。

○函師委員 はい、分かりました。

○星原委員 消防保安課にお聞きしたいんですけども、先ほどの報告では、今現在の団員数が何名ですか。

○西村主査 1万3,971名です。

○星原委員 1万3,971名。前年度より、192名減だという話でしたが、今、消防団員のその果たす役割というのは地域の中で大きいんじゃないかなと思うんです。そういう中で、毎年このような形で減員していったときに、県が想定しているこの団員数、基本的に26市町村で最低これだけはあるのなら、どれぐらいの数が目標値になっていますか。

○佐藤消防保安課長 消防団員の数につきましては、委員御指摘のとおり、毎年、減少傾向にありまして、施策を通じてその確保に努めているところであります。

ただ、消防団員の定員数につきましては、各市町村で決めているところでありまして、この定数の算定方法につきましても、「消防力の整備指針」という消防庁の決めた指針に従いまして決めているんですけども、これが、例えば、消防吏員であれば、人口幾らに対して消防車や救急車を何台置いて、それに1台当たり何人を配置してということで、数が出てくるんですけども、消防力の整備指針が26年に改正された

ときに、地域の実情に応じた必要な数というような書き方になっておりまして、これでいろいろ、そろばんをはじいて出すような格好じゃなくなったところでありまして、各市町村において条例を見直しながら適正な数を出していただいているのが現状であります。県として何人という形を、ちょっと出しにくくなっております。

○星原委員 あと、市町村かもしれませんが、この消防団の団員の年齢というのは制限があるんですか。何歳までとかって決まっているんですか。

○佐藤消防保安課長 団員の年齢につきまして、決めてあるところと決めてないところがあると聞いております。細かいところは、現時点ではちょっと把握しておりません。

○星原委員 なぜ、そういうことを聞いたかといいますと、昔の消防団は火事の対応が中心だったんですけれども、今、消防団の役割がやはり災害が起きた際、あるいは高齢者が行方不明というか、そういう形の人探しとか、いろんな役割が任されているというか、頼まれているわけですよ。

また、高齢化してきている地域なんかは、そういうお年寄りに何か起きたときにはどうするかとか、その役割というのはこれから重要になってくるんじゃないかなと。じゃあ、減少していく中で、今後、どういうふうに地域を守ったり、どういう人たちに、今後、団員となっていたかということだと思っんですよ。

しっかりしているのは、やっぱり大きな企業があれば、企業の中に、そういう団員の年齢で要請をしたりとか、あるいは皆さん方、市町村の役所の人たちも、もちろん団員になっている人たちもいるんですけれども、そういう年齢で、そういう地域に住んでいる人たちを、そういう

形に振り向けるとか、何か今後考えていかないと、災害が起きたときに、本当に地域を守っていけるのかなという、そういう懸念があるんですよ。だから、市町村との話し合いもされているとは思っんですけれども、そういうこと。

あと、出動費というのが出てるみたいなんですけれども、その出動したときの、出動費の金額的なものとか、いろんな形で、少しやっぱりその地域にいる人たちで何とかその地域を消防団の人たちが、昔、青年団とかいろいろありましたけれども、やっぱり地域の中で、今一番しっかりしている、そういうものという、消防団に頼らざるを得ないのかなと思っんですから。

やはり、そういう確保に向けて、ここで見ると加入促進のチラシだとか、広報紙だとか出していますけれども、現実にそういうことももちろん大事なんでしょうけれど、企業に要請するところがあれば、何らかの協定を結んでもらって、そういう企業から出したところ辺りに年間に幾らかとか、何らかの、その、恩典を与える方法とか、そういうこと等も今後考えていかないといけないんじゃないかなというふうに、地域に住んでて思っているんですけれども、そういうことというのは、今、地域の中で、減少が進む中で、市町村と県との間でのその連携というか話し合いとか、そういうことはなされているもんなんですか。

○佐藤消防保安課長 議員御指摘のとおり、やはり全国的にも同様の問題を抱えておりまして、高齢化の問題とか、どう人を確保していくかというのは、非常に全国的に問題になって、考えているところです。

その中で、幾つかの全国的な流れというか、考え方としまして、一つは、若者、女性、それ

から退職消防職員、消防団員の活用を図るということで、多彩な人材を活用して、そういう消防力の充実を図っていこうという、取組というか、流れがあります。

そこで考えられておりますのが、大規模災害団員といいまして、いわゆる、これは通常の消防団活動はしないんですけれども、大規模な災害があった場合に招集されて、災害情報の収集とか住民への伝達、避難誘導、安否確認とか、避難所運営とか、そういうのをやりますという、大規模災害団員となりまして、これは、今年、令和3年4月1日現在で、宮崎市、川南町、門川町、3消防団で165名が活動しているところです。

これは、昨年、プラス22名ということで、これは一つの、先ほど議員がおっしゃいました、どう解決していくかに対してまして、やり方の一つだと考えているところです。

また、そのほかにも、機能別団員という制度がありまして、この機能別団員という場合、普通の消防団員は通常団員というふうに使い分けをするんですけれども、通常団員と別に特殊な部門に関して能力を発揮していただくということで、先ほどお話が出ました、例えば、捜索とかいうことに関しましては、宮崎市では、機能別隊員としまして、水上バイク隊というのをつくっておりまして、個人の私有の水上バイクを持ち寄って、例えば、水害があったりとか、水難があった場合に救助に向かうということで、これが10台の12名が活動していただいております。

そのほか別の自治体におきましては、防災バイク隊ということで、これは5市町で31台のバイクと83名の隊員が活動していらっしゃいますので、そういうやり方で足りない団員をどうす

るか、フルタイムというか、丸々できない方も御協力いただけるという活動もしております。

また、そのほか、先ほどおっしゃいました、企業の御協力ということにつきましては、県におきましては、入札の場合におきまして、入札資格、総合評価方式のときに加点対象にするとか、そういうメリット制度というのをつくったり、協力事業者制度というのがありまして、これは直接のメリットはあまりないんですけれども、消防団活動に協力いただいている企業に対しまして、協力事業所というのを登録していただきますと、協力団体としての表彰制度があるとか、そういうことで、国とか県とか市町村で情報を連携しながら、施策に取り組んでいるところでもあります。

○星原委員 今、説明でいろんなことをなされているということは理解しました。

これから、やはり本県でも南海トラフ地震が来るとか、この20～30年内にはという話もありますし、高齢化率がどんどん高くなっていきますから、5年後、10年後を見据えたときに、やはり最低必要な、あるいは活動できる人を確保できるよう、市町村と連携を取りながらやっていただければと思いますので、よろしく願いしておきます。

○井上委員 ちょっと戻っていいですかね。危機管理課の、先ほど私が言ったところの、ちょっと額を教えてください。

津波避難タワー等整備ということで、1市2基となってるんですけども、この金額は幾らなんですか。

○日高危機管理局长 1市2基と書いてありますが、745万8,000円でございます。

○井上委員 これは、何市なんですかね。

○日高危機管理局长 延岡市になります。

○安田副主査 消防保安課に戻りますけれども、先ほど機能別消防団ができて、団員が増えてきたという説明がありました。

この機能別消防団に対して、県からの支給額が1人当たり幾ら出るのかというの、今、そういうのがあるのかないのか、ちょっと分からないんですけれども、ちょっと詳しいことが分かりましたら、教えてください。

○佐藤消防保安課長 機能別消防団につきましては、やはり基本団員と若干違うところは、そもそも消防団の報酬とか、それから指導手当に関しましては、県からお金が出る分はありません。

国が、1人当たり3万6,500円ということで、交付金の対象としているんですけれども、これはどこに何人いるから幾らということではなくて、消防庁で考えている人口10万人当たりに対する標準的な人数を基に判定しているということで、国に対して何度も聞くんですけれども、細かい額というのが、ちょっと分からないというか、はっきりした額を教えてください。

ただ、国から地方にある程度のお金は行っているということです、県からは、特に、消防団員とか、この機能別消防団員についてお金を出していません。

機能別消防団員につきましては、フルタイムではないので、いわゆる報酬と言われる部分については、ないところがほとんどだと聞いております。

○安田副主査 ありがとうございます。分かりました。

○西村主査 ほかにありませんか。総務部は以上でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、以上をもちまして、総

務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時55分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

明日の分科会でありますけれども、午前10時から再開し、総合政策部の審査を行うことといたします。

その他で何かございませんか。

○星原委員 県外視察ですが、昨日の県の感染状況の発表を見ると、10日までは県外への不要不急の云々を求めている中、12日から出発するのはどうかと、私自身、いろんな人にちょっと聞いたんですけれども、ほかの委員会は全然行かない。総務だけが行くのなら、行く目的もしっかり、後でもし何かあったときにはどうなのかという、どうしても行かなくちゃいけないような調査なのかどうか、いろいろ出てくるんじゃないかなと思って。

議会運営委員会の話を聞くと、11月に行くはずの県外調査をもう中止にしたという話を聞いているものですから、もう一回、この間、そういうことで決めましたけれども、再度、検討したほうがいいのかなと思っておりまして、今日、皆さん方の考えをお聞きしようかなと。

私個人としては、10日に自粛期間が終わって12日からっていうと、もう以前から行く決めていたそういう感じにも取られるかなという思いもして、この時期に行くのがいいのか、あるいは時期をどこかに少しずらすのか、コロナのことなんかもありますからね。

今は、宮崎県はもう1桁台が継続しているんで、このままいってこれればいいなと思います

けれども、北海道も今月末までは緊急事態宣言の中に入っていましたから。

だから、来月はあまりにも近いんで、その辺のところを——常任委員会で2つとか3つとか調査に行けば、まだいいですけども、1つの委員会だけが行ったということになったとき、どう捉えられるかなとちょっと心配していました、この間は、そういうことで決めてましたが、相手もあることですから、再度、皆さん方で協議していただければと思うんですけども。

○西村主査 暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後3時4分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

明日の分科会は10時に再開いたします。

以上をもって、本日の分科会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後3時4分散会

令和3年10月1日(金曜日)

午前9時58分再開

出席委員(7人)

主	査	西村	賢
副主	査	安田	厚生
委	員	星原	透
委	員	外山	衛
委	員	田口	雄二
委	員	井上	紀代子
委	員	冨師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	松浦	直康
政策調整監	渡辺	善敬
総合政策部次長 (政策推進担当)	内野	浩一朗
総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当)	矢野	慶子
総合政策課長	大東	収
広域連係推進室長	高妻	克明
秘書広報課長	平山	文春
広報戦略室長	佐々木	史郎
統計調査課長	小園	浩孝
総合交通課長	高橋	智彦
中山間・地域政策課長	川端	輝治
産業政策課長	甲斐	慎一郎
生活・協働・ 男女参画課長	山崎	博信
交通・地域安全対策監	川越	直海
みやざき文化振興課長	河野	龍彦

国民文化祭・ 障害者芸術文化祭課長	坂元	修一
人権同和対策課長	後藤	英一
情報政策課長	戸高	広信
国民スポーツ大会 準備課長	井上	大輔

会計管理局

会計管理者兼 会計管理局長	横山	幸子
会計管理局次長	齋藤	謙
会計課長	藤井	博文
物品管理調達課長	小田	三和子

人事委員会事務局

事務局長	福嶋	清美
総務課長	三井	芳朗
職員課長	湯地	正仁

監査事務局

事務局長	阪本	典弘
監査第一課長	齊藤	郁宏
監査第二課長	田代	暢明

議会事務局

事務局長	酒匂	重久
事務局次長	日高	民子
総務課長	濱崎	俊一
議事課長	児玉	洋一
政策調査課長	鬼川	真治

事務局職員出席者

議事課主査	増本	雄一
議事課主事	山本	聡

○西村主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和2年度決算について部長の説明を求めます。

○松浦総合政策部長 総合政策部でございます。

令和2年度の当部の決算状況につきまして、御説明をいたします。

お手元の決算特別委員会資料を御覧ください。ページをおめくりいただきまして、目次の裏でございます。1ページでございます。

ここは、県の総合計画の施策体系表に基づいて、当部の取組について整理をしたものでございますので、施策の柱に沿って、概略を御説明させていただきます。

まず、1ページは、人づくりでございます。

最初の教育を支える体制や環境の整備・充実であります。産業人材の育成確保を図りますために、産学官の連携体制の強化を図りましたほか、私立学校の生徒を持つ世帯の経済的負担軽減を図りますとともに、学校教育環境への支援といったものを行ったところであります。

次に、文化の振興であります。

新型コロナの影響によりまして、文化活動が制約される中、可能な限り文化に親しむことができる機会の提供に努めましたほか、アーツカウンシルみやぎの活動を通じまして、文化団体の活動の支援を行ったところであります。また、国文祭・芸文祭の準備やPR、さきがけプログラムを実施したところでございます。

次に、スポーツの推進であります。

国民スポーツ大会の開催準備を進めますとともに、県有主要スポーツ施設の整備に取り組んだところであります。

次に、男女共同参画社会の推進であります。

男女共同参画センターにおける各種講座の開催や女性活躍に関する講演会の実施とともに、性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮

崎」におきまして、相談、カウンセリング等の支援を行ったところであります。

次に、NPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進であります。

NPOや企業など多様な主体が協働して行う提案公募型事業の実施や、NPO・協働支援センターの運営を行いましたほか、新型コロナの影響を受け、厳しい状況にあるNPO法人の活動の支援を行ったところであります。

次に、人権意識の高揚と差別意識の解消であります。

大学やスポーツ組織などと連携して、様々な人権啓発事業を行いましたほか、県民が主体的に研修に取り組むためのリーダーの育成に取り組んだところでございます。

次の2ページを御覧ください。

くらしづくりであります。

まず、安心して快適な生活環境の確保であります。消費生活センターにおきまして、相談員による助言・あっせん等により、消費者被害の未然防止、問題解決の支援に努めたところであります。

次に、地域交通の確保であります。

コロナ禍におきまして、特にバス路線が厳しい状況にありまして、これを維持するため、追加の運行支援や感染防止対策等への支援を行ったところであります。

次に、ICTの利活用及び情報通信基盤の充実であります。

携帯電話等サービスエリア事業によりまして、サービス未提供地域の解消に努めますとともに、庁内のテレワーク環境や県と市町村を結ぶテレビ会議システムの構築等を行ったところであります。

次に、持続可能な中山間地域づくりでありま

す。

おおむね、小学校単位で人口推計ができるひなたまちづくり応援シートを活用した地域ワークショップの開催や意見交換等を行ったところでもあります。

次に、連携・絆の構築による魅力ある地域づくりであります。

持続可能な地域づくりに向けた市町村の取組支援のほか、宮崎ひなた暮らしUIJターセンターに移住就職相談員を配置いたしますとともに、オンラインセミナー等を通じた移住情報の発信等を行ったところでもあります。

次に、安全で安心なまちづくりであります。

学校や保育所等へのアドバイザー派遣等によりまして、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進を図ったところでもあります。

次に、交通安全対策の推進であります。

メディアを通じて効果的な広報を行い、交通安全意識の啓発・普及を図りますとともに、高齢者の交通事故を防止する観点から、制限運転の取組を行う市町村に対し、支援を行ったところでもあります。

ページをおめくりいただきまして、3ページを御覧ください。

産業づくりであります。

まず、産学官連携による新事業・新産業の展開であります。フードビジネスの推進や企業の採用する力の向上、働きやすい職場環境づくりへの支援を行いますとともに、新型コロナ禍における飲食店の支援といたしまして、プレミアム付き食事券の発行などの取組を行ったところでもあります。

次に、商業・サービス業の振興であります。AIチャットボットを試験的に導入しまして、業務効率化の検証を行いますとともに、市町村

や民間向けにデジタル化に関するセミナーを開催いたしました。

次に、観光の振興であります。二次交通の利便性の向上のため、多言語に対応したバスロケーションシステムの導入を支援したところでもあります。また、宮崎の神話や神楽などの魅力を県内外に発信し、「神話の源流みやざき」の浸透や地域における神楽の継承に向けた意識の向上を図ったところでもあります。

次に、県境を越えた交流・連携の推進であります。広域的な連携強化の課題や対策につきまして、全国あるいは九州地方知事会等を通じ、また、地方税財政常任委員会の立場からも、国に対し要望等を行ったところでもあります。また、大分県と連携し、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの認知度の向上を図ったところでもあります。

次に、地域や企業を支える産業人財の育成・確保であります。若者の県内定着を促進するため、県内企業と連携し、奨学金の返還支援に取り組みますとともに、若手社員を対象とした交流の場づくり、あるいはIT人材の育成、就職支援など、産業人財の確保に努めたところでもあります。

次に、交通・物流ネットワークの整備・充実であります。県内鉄道の維持や利便性向上を図りますために、関係団体等と連携し、要望活動を行いますとともに、利用促進の取組に対する支援を行ったところでもあります。

また、物流の効率化を推進するため、トラックによる陸上輸送から、海上または鉄道輸送にシフトした場合の支援を行いましたほか、長距離フェリー航路につきまして、利用促進などの支援を行ったところでもあります。

なお、航空路線につきましては、新型コロナ

の影響を特に受けておりました、国内線・国際線とも、運休あるいは大幅な減便が続いている状況にあります。

次の4ページを御覧ください。

その他であります。

重要施策の総合企画と総合調整であります。昨年度は特にオリンピックの聖火リレーにつきまして、新型コロナへの対応を含め、実施に向けた企画検討と開催準備を行ったところであります。

次に、県民目線による行政サービスの向上であります。県政への理解促進のため、積極的に情報発信を行いますとともに、知事とのふれあいフォーラム等を通じまして、様々な意見を幅広く伺ったところであります。

最後に、各種統計調査の実施であります。国勢調査など各種調査を実施いたしますとともに、統計グラフコンクールの開催など統計の普及啓発を図ったところであります。

5ページを御覧ください。

総合政策部の令和2年度の決算状況であります。部全体といたしましては、表の一番下の欄であります、合計欄を御覧いただきたいと思っております。予算額が210億8,041万2,400円、支出済額が184億8,689万6,865円、翌年度繰越しのうち明許繰越が22億8,312万3,000円、事故繰越が1,433万3,000円となっております。不用額は2億9,605万9,535円です。執行率は87.7%、翌年度繰越しを含めた執行率は98.6%となっております。

このほか、監査委員の決算審査意見書及び監査における指摘事項等について、特に報告すべき事項はございません。

私からの説明は以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○西村主査 部長の概要説明が終わりました。

これより、総合政策課、秘書広報課、統計調査課、総合交通課、中山間・地域政策課、産業政策課の審査を行います。

令和2年度決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大東総合政策課長 総合政策課の令和2年度予算に係る決算状況について御説明いたします。

お手元の令和2年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

総合政策課は、一般会計と開発事業特別資金特別会計の2つの会計がございます。

まず、一般会計につきましては、表の一番上の段、総合政策課のところですが、予算額が29億9,600万6,000円に對しまして、支出済額が29億8,747万7,495円、不用額が852万8,505円、執行率は99.7%となっております。

次に、開発事業特別資金特別会計につきましては、表の下から2段目になりますけれども、予算額が2,281万2,000円に對しまして、支出済額が2,272万1,900円、不用額が9万100円、執行率は99.6%となっております。

次に、6ページを御覧ください。

当課の決算事項別の明細のうち、(目)の不用額が100万円以上のもの、または執行率90%未満のものについて御説明いたします。6ページの上から3行目、(目)企画総務費の不用額630万3,754円につきましては、この主なものは、中ほどの旅費でございます。当課及び県外3事務所におきまして、新型コロナの影響による出張中止があったほか、経費節減などを行いましたことによるものでございます。

次に、7ページをお開きください。

上から2行目の(目)計画調査費の不用額22万4,751円につきまして、この主なものは、中ほどの委託料になっております。これらは、神戸市との連携協定推進のためのイベント出展が、新型コロナ拡大の影響により実施できなかったことなどによるものでございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

資料を替えていただきまして、令和2年度宮崎県歳入歳出決算書の特別会計の10ページを御覧ください。

開発事業特別資金特別会計につきまして、上の表が歳入になっております。歳入の表の一番下、歳入合計ですけれども、調定額2,281万3,258円に対しまして、同額が収入済みとなっております。収入未済額はゼロとなっております。

特別会計の歳入決算は以上でございます。

続きまして、令和2年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の11ページをお開きください。

まず、産業づくりについてでございます。

(2)の県境を越えた交流・連携の推進の総合企画調整についてです。これは全国知事会や九州地方知事会におきまして、国への提言などを行い、施策の成果等にありますとおり、地方税財政常任委員会の委員長として、地方の意見を国に伝えるなど、国の地方財政対策や税制改正等に重要な役割を果たしたところでございます。

次に、12ページを御覧ください。

その他の(1)重要施策の総合企画と総合調整、総合計画等推進についてです。審議会の開催や県民意識調査、連携協定を締結しております川崎市との交流事業、民間企業等との連携で事業

を進めるPPPに関する研修会の開催などの取組を実施いたしました。

次に、地産地消県民運動促進では、ショッピングセンターなど3か所での企画展、公募によるキャッチフレーズ「ジモ・ミヤ・ラブ」を活用した地産地消の推進や、ホームページなどで情報発信を行ったところでございます。

次に、東京2020オリンピック聖火リレー等実施でございます。

1年延期されました聖火リレー及びパラリンピック聖火フェスティバルにつきまして、新型コロナに対応したリレー実施計画、警備計画等への見直しを行っております。

次に、デジタルマーケティング推進でございます。

この事業では、コロナ禍における県産品販路拡大に向けたネットショッピングの販売分析などを行いまして、人口減少時代に対応した、より効果的な情報発信手法の確立に取り組みました。

次に、13ページを御覧ください。

ポストコロナ時代における本県のあり方調査でございます。

新型コロナ拡大に伴います本県への影響などを的確に把握し、効果的な施策展開を図るため、国内外の社会変化について知見を有する外部有識者へのヒアリングなどを実施するとともに、新たな施策づくりに関するデータの抽出等を行いました。

次に、2つ下の宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金積立金でございます。これは、新型コロナの影響により、資金借入れを行う事業者などに対して、利子補給や信用保証料の補助を行うために基金への積立てを行ったものでございます。

最後に、水素エネルギー利活用促進モデルで
ございます。

水素を活用した再生可能エネルギーの利用を
目指す、みやぎ水素スマートコミュニティ構
想を推進するため、みやぎ水素スマートコミュ
ニティ推進協議会を開催いたしまして、産学官
連携による水素の利活用に向けた取組を行いま
した。

なお、この事業は、開発事業特別資金特別会
計からの繰入金を財源としております。

主要施策の成果については以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しま
して、特に報告すべきことはございません。

総合政策課は以上でございます。

○平山秘書広報課長 秘書広報課でございます。

決算特別委員会資料の5ページをお開きくだ
さい。

秘書広報課の決算額は、上から2段目の予算
額5億1,380万8,400円に対しまして、支出済額
5億736万7,068円、不用額644万1,332円、執行
率98.7%となっております。

次に、9ページをお開きください。

それでは、(目)の不用額が100万円以上のも
のについて御説明いたします。9ページの3行
目、(目)一般管理費でございます。不用額は552
万7,167円でございます。この不用額の主なもの
でございますが、中ほどの旅費416万2,105円
でございます。これは主に、年度末にかけまして、
新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、知事・
副知事の県外出張が中止となったことによるも
のでございます。

続きまして、主要施策の成果についてであり
ます。

報告書の15ページをお開きください。

その他の県政一般の(2)県民目線による行

政サービスの向上であります。表にありますと
おり、まず、広報活動の主な実績としまして、
印刷広報事業により県広報みやぎきを年6回発
行、新聞広報事業により、県政のお知らせであ
る県政けいじばんを年24回掲載、テレビ・ラジ
オ放送事業により、「おしえて!みやぎ」など
の県政番組を放送したほか、県ホームページで
の様々な情報発信を行ってまいりました。特に
昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大への
対応としまして、県ホームページの特設サイトを
設置しましたほか、広報紙や県政番組などを
活用することで、県民への情報提供や感染拡大
防止への啓発等に取り組んだところであります。

今後とも、広く県民の皆様にタイムリーで分
かりやすい情報提供を行い、県政への理解を深
めていただけるよう、積極的な広報活動を行っ
てまいりたいと考えております。

次の欄の広聴活動であります。まず、県民
との対話事業につきましては、新型コロナウイルス
感染症の感染拡大の影響で事業の実施が困難
である中、知事とのふれあいフォーラムを1
回開催し、知事が県民との意見交換を行いました。
また、出前講座を27回開催し、地域の方々
からの希望に応じて、県職員が各地に出向き、
県が取り組む事業等の説明を行いました。さら
に、県民の声事業では、専用のはがきや電話、
メールなどで1,241件の御意見をいただいたとこ
ろであります。

これらの取組によりまして、県民の皆様から
の様々な御意見を幅広く伺うよう努めたところ
であり、今後とも、対話と協働による県政の推
進を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果の説明につきましては以上で
あります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、

特に報告すべき事項はございません。

秘書広報課は以上であります。

○小園統計調査課長 統計調査課でございます。

お手元の決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

統計調査課は、上から3段目でございます。予算額7億7,354万2,000円に対しまして、支出済額7億6,160万5,111円、不用額1,193万6,889円、執行率98.5%となっております。

当課の決算事項別の明細は、11ページから13ページに掲載しております。このうち、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

12ページをお開きください。

1行目の(目)委託統計費の不用額1,133万2,175円でございます。この不用額の主なものといたしましては、上から3行目の職員手当等の157万1,146円でございます。これは、国勢調査をはじめ、国から委託されました各種統計調査の審査事務における時間外勤務手当等が当初の見込み額を下回ったことによる執行残でございます。

次に、中ほどの旅費112万8,172円でございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各種統計調査におきまして、予定していました会議や出張が中止となったことに伴う執行残でございます。

次に、一番下の負担金・補助及び交付金634万6,858円でございます。これは、市町村を通じて行っている各種統計調査におきまして、市町村交付金の額が確定したことに伴うもので、主に、5年周期の調査である国勢調査の事務費等に執行残が生じたことによるものでございます。

続きまして、令和2年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の17ページをお開きください。

その他の県政一般(3)各種統計調査の実施についてでございます。

下の表を御覧ください。まず、県民共有・確かな統計基盤づくり推進につきましては、統計グラフコンクールや統計出前授業、統計功績者に対する表彰等を行うことにより、統計の普及・啓発や統計教育の推進に取り組んだところでございます。

次に、国勢調査につきましては、人口、世帯、就業状態等の実態を把握するため、令和2年10月1日を基準日として、県内に居住する全ての人と世帯を対象に調査を実施したところでございます。

本年6月に、本県及び各市町村の人口と世帯数につきましては、速報集計結果が公表されたところでございますが、11月以降に、順次、確報値が公表される予定でございますので、本県関係分の統計資料を整備し、行政施策等の基礎資料として活用してまいります。

次の経済センサス活動調査につきましては、全産業分野における事業所等の経済活動の実態を明らかにするため、令和3年度の本調査実施に向け、市町村との事務打合わせや関係団体・企業への協力依頼、事業所名簿の整備等の準備を行ったところでございます。

主要施策の成果については以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

統計調査課は以上でございます。

○高橋総合交通課長 総合交通課でございます。

当課の令和2年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の令和2年度決算特別委員会

資料の5ページをお願いいたします。

上から4段目の部分が総合交通課の欄でございます。まず、予算額につきましては14億3,623万9,000円に対しまして、支出済額が10億9,285万4,732円、翌年度繰越額が2億5,521万6,000円、不用額が8,816万8,268円でございます。執行率は76.1%、翌年度繰越額を含めた執行率につきましては、93.9%であります。

当課の決算事項別の明細につきましては、14ページから15ページとなっております。このうち、(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものにつきまして御説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

(目)計画調査費につきまして、不用額が8,811万2,912円となっております。この不用額の主な内容につきましては、下から3行目でございます。負担金・補助及び交付金の8,579万8,388円でございます。これは主に、直行便でひとつ飛び！宮崎国際線活性化事業におきまして、国際線の長期にわたる運休により、直行便を利用する団体や県民の渡航費用、パスポート取得への補助など、当初予定していた事業が実施できなかったこと、また、宮崎県物流強化推進事業におきまして、コロナ禍の影響によりまして荷動きが十分に回復しなかったことにより、当初見込んでいた計画を下回ったことなど、主に新型コロナウイルスの影響が強く出ている状況でございます。

決算事項の説明は以上でございます。続きまして、令和2年度主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の19ページをお願いいたします。

まず、くらしづくりの1の(2)地域交通の確保についてでございます。表の上段にありま

す、地方バス路線運行維持対策事業につきましては、地域間幹線系統バス路線の維持のため、バス事業者に対し、国と協調して運行費等への補助を行うとともに、廃止後の代替バス、いわゆる広域的バスを運行する市町村に対し補助を行うなど、地域の交通手段の確保への支援を行ったところでございます。

次に、持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策事業につきましては、地域の生活を支えるバス路線の維持を図るため、市町村が行うオンデマンド交通システムの導入支援、コロナ禍により利用者の減少した地域間幹線系統維持のための緊急支援等を行ったところでございます。

その下の公共交通事業者等特別利子補給事業につきましては、公共交通機関の安定した運行を確保するため、新型コロナウイルスの影響により、資金繰りが悪化した公共交通事業者等が行った資金借入れに対して利子補給を行ったところでございます。

その下の交通事業者感染拡大防止緊急対策事業につきましては、交通機能の維持と新型コロナウイルス感染拡大防止の両立を図るため、交通事業者が実施する感染拡大防止の取組に対して支援を行ったところでございます。

20ページをお願いいたします。

表の一番上の上段でございます。公共交通利用促進事業につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、利用者が著しく減少している公共交通機関について、一般路線バス一日乗り放題乗車券割引販売などの利用促進の取組に対しまして支援を行ったところでございます。

今後引き続き、交通事業者や市町村等と連携しながら、需要回復に向けた利用促進に取り組み、持続可能な地域公共交通ネットワークの

確立を図ってまいります。

次に、21ページをお願いいたします。

産業づくりの3の(1)観光の振興についてでございます。バスロケーションシステム導入支援事業につきましては、本県の二次交通環境を改善するため、多言語に対応したバスロケーションシステムの導入支援を行い、旅行環境の整備を行ったものでございまして、これによりリアルタイムでの運行情報の提供が可能となったところでございます。

ページをめくっていただきまして、22ページをお願いいたします。

次に、4の(2)交通物流ネットワークの整備・充実についてでございます。表の一番上の上段でございます。鉄道活性化対策推進事業につきましては、県内鉄道の維持・充実を図るため、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会などにより、要望活動を行ったところでございます。

次に、その下の地域鉄道活性化・利用促進支援事業につきましては、JR日南線及び吉都線の各利用促進団体等が実施するイベントやツアー、駅周辺の花の植栽等の取組、また、日南線観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行を利用する団体等に対しまして支援を行ったところでございます。

今後とも、県議会や沿線自治体、九州各県等と連携しながら、国やJR九州に対しまして、地方路線の維持や減便の見直し等を求める要望活動を継続的に行いますとともに、地域鉄道の活性化、利用促進につきまして、地元市町村等と一体となりながら取り組んでまいります。

次に、その下の宮崎県物流強化推進事業につきましては、県内の港や貨物駅への荷寄せを支援することで、トラック輸送から海上、鉄道輸送へのモーダルシフトを促進するなど、物流効

率化への取組を進めたところでございます。

その下の宮崎県長距離フェリー航路利用促進事業につきましては、団体客の利用促進支援等を行い、航路の利用促進に取り組んだところでございます。新型コロナの影響によりまして、利用者が大きく落ち込み、旅客数も激減しているところでございますが、今後は、感染状況を見ながら利用促進に取り組み、需要回復を図っていくとともに、令和4年5月、10月の新船の就航に向けまして、大幅な個室化やトラック積載台数の拡大など、新船の強みを生かした利用促進や貨物確保に取り組んでまいります。

右側の23ページでございます。

一番上のみやざきの空航空ネットワーク充実事業につきましては、航空路線の維持・充実を図るため、航空会社に対する要望活動や利用促進事業を実施したものでございます。

その下の直行便でひとつ飛び！宮崎国際線活性化事業につきましては、現在、国際線が運休中でございますけれども、台北線再開後の需要喚起につなげるため、高校生が自ら台湾への修学旅行をプランニングするプロデュース大会を開催いたしました。ただ、一方で、先ほど御説明させていただきましてとおり、国際線の運航停止が継続している状況であることから、渡航費用やパスポート取得に対する補助への支援など、当初予定していた事業の多くを実施することができなかった状況でございます。

航空の関係につきましては、新型コロナの影響によりまして、需要の大幅な低下、利用者につきましても、前年の3割以下となっている状況でございます。

今後は、新型コロナの収束状況を見極めながら、国内線については、航空需要の回復を図るため、航空会社、関係機関と連携して利用促進

に取り組むとともに、国際線につきましても、運航再開に向けて、意見交換や情報収集等を行ってまいります。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に御報告すべき事項はございません。

当課からの説明は以上でございます。

○川端中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の令和2年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。

上から5段目の中山間・地域政策課の欄でございます。予算額6億1,990万1,000円に対しまして、支出済額が5億7,481万2,682円、翌年度繰越額が1,433万3,000円、不用額が3,075万5,318円となりまして、執行率は92.7%、翌年度繰越額を含めた執行率は95%となっております。

続きまして、16ページから17ページにかけてですが、当課の決算事項別の明細を記載しておりますが、このうち、(目)の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

17ページをお開きください。

(目)計画調査費の不用額3,070万8,378円です。この不用額のうち、主なものについて御説明いたします。表の上から6行目の欄の旅費の97万3,982円です。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による県外出張の中止等に伴う執行残であります。

次に、その3つ下の欄の委託料の368万9,989円です。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、行事の中止や県内移動を自粛したことにより、外部人財活用による集落活動支援事業や、中山間の魅力再発見！ひなた移住プロモーション事業において、事業内容の見

直しが生じたことによるものであります。

次に、その2つ下の欄の負担金・補助及び交付金の2,528万8,320円です。これは主に、宮崎縣市町村間連携支援交付金交付事業や、宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業等の補助事業主体であります市町村等におきまして、事業費の確定等に伴う減額が生じたことなどによる執行残であります。

決算事項の説明は以上でございます。

続きまして、令和2年度の主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の25ページをお願いいたします。

くらしづくりの1、安心して生活できる社会の(4)持続可能な中山間地域づくりについてであります。

まず、中山間地域産業支援事業であります。

この事業は、県の産業振興機構内に中山間地域産業振興センターを設置し、地域資源を活用した取組に対する相談対応や都市圏等へ向けた商品開発・販路開拓などを学ぶセミナー等を開催したところであります。

次に、外部人財活用による集落活動支援事業であります。

この事業は、中山間地域でボランティア活動を行う中山間盛り上げ隊を組織し、市町村や集落等からの依頼に応じて隊員を派遣するもので、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動数は大幅に減少しまして、合計9回、延べ66人の隊員を派遣したところであります。

次に、宮崎ひなた生活圏づくり地域の絆ステップアップ事業であります。

この事業は、地域の将来推計人口等を分かりやすく提示する、ひなたまちづくり応援シートを活用した地域ワークショップを、三股町梶山

地区と椎葉村小崎地区で開催するとともに、都城市など2市1村におきまして、空き店舗や地域交通等の地域課題解決の取組に係る経費を補助したほか、中山間地域振興策への助言を行うアドバイザーを派遣するなど、宮崎ひなた生活圏づくりを支援したところでございます。

続きまして、26ページをお開きください。

次に、中山間地域新生活・物流スタイル推進事業であります。

この事業は、中山間地域における買物弱者支援策としまして、移動スーパーに取り組む事業者に対して6件の補助を行い、また、ポストコロナ社会の新たな物流の方策を検討するため、ドローンを活用した物流実証実験を、日之影町及び西米良村で実施したところであります。

続きまして、27ページを御覧ください。

(5) 連携・絆の構築による魅力ある地域づくりについてであります。

まず、持続可能な地域づくり応援事業であります。

この事業は、住民が一体となった地域づくりを目指す市町村に対し支援を行うもので、旧高崎町の農産加工センターの改修や、日南市のカツオ一本釣り漁業の日本農業遺産認定に向けた取組など、平成30年度及び令和元年度に採択しました5市町村の取組を支援したところでございます。

次に、宮崎県市町村間連携支援交付金交付事業であります。

この事業は、複数市町村が連携して行う地域づくりの取組に対し支援を行うもので、都城市と三股町の移住支援の取組や、木城町、高鍋町など4市町での交流拡大の取組など、3件の取組に対し支援を行ったところであります。

次に、未来へ駆ける市町村地域づくり総合支

援事業であります。

この事業は、上2つの事業の後継事業として、令和2年度から採択を開始した事業でありまして、市町村が単独または複数市町村で連携して行う取組に対し支援を行うものでございます。昨年度は、宮崎市旧田野町での農業体験交流事業や、小林市旧須木村での特産品販路開拓事業など、4市町村の取組を支援したところでございます。

次に、県・市町村人口問題対策連携事業であります。

この事業は、市町村がそれぞれの実情に応じて実施する、人口減、社会減対策に対して支援を行うもので、令和元年度と2年度に採択しました、宮崎市ほか11市町村の取組を支援したところでございます。

次に、28ページをお開きください。

宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業であります。

この事業は、人口減少対策の一つの柱として、本県への移住等の促進を図るため、宮崎及び県外3か所に設置しております宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターを運営し、情報発信及び相談対応を行うとともに、市町村の移住者受入れ体制充実の取組に対して支援を行うものでありまして、昨年度は755世帯の移住につながったところであります。

次に、わくわくひなた暮らし実現応援事業であります。

この事業は、移住促進や地域の人材確保を目的として、全国からの移住者を対象に、市町村を通じて移住支援金を支給するもので、宮崎市ほか15市町村で72件を交付いたしました。また、大阪、福岡に相談員を設置したほか、オンラインによる相談会の実施等に取り組んだところで

あります。

次に、中山間の魅力再発見！ひなた移住プロモーション事業であります。

この事業は、本県中山間地域への移住促進を図るため、地域の魅力を、都市部在住者や地域への移住者の視点を加えて掘り起こし、全国移住希望者に効果的にPRできるよう情報発信を行うもので、市町村担当者の研修会やオンラインセミナーを実施したほか、移住専門誌への記事掲載や移住希望者向けの紹介冊子を作成したところでもあります。

次に、ひなたで暮らそう～移住促進用空き家利活用強化事業であります。

この事業は、空き家の利活用促進を図るため、県内の空き家所有者に対しまして、啓発セミナーを県内3か所で実施し、また、空き家バンクマッチングサイトの改修を行ったところでもあります。

次に、地域人材受皿構築モデル調査事業であります。

この事業は、昨年度制度化されました、特定地域づくり事業協同組合制度について、本県での組合設立が可能かどうか、中山間地域の3町村におきまして調査・検討するとともに、その運営モデルの作成を行ったところでもあります。

30ページをお開きください。

産業づくりの3、活発な観光・交流による活力ある社会の(2)県境を越えた交流・連携の推進についてであります。

まず、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動強化推進事業であります。

この事業では、当該ユネスコエコパークの登録地域をPRするため、新聞・雑誌を活用したPR、アウトドアガイドブックや登山用の携帯トイレの作成等を実施するとともに、大分県や

関係市町とで構成する協議会における取組を通じて、登録地域の誘客促進などを行ったところでもあります。

次に、地域資源ブランド強化事業であります。

この事業では、新聞や雑誌の活用、テレビ番組の制作及びSNSを使ったキャンペーン等を実施し、エコパークやジオパークなど県内5つの地域資源ブランドについて、一元的に情報発信を行い、地域資源ブランドの活用方策の検討や情報共有を行ったところでもあります。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

最後に、監査の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

中山間・地域政策課からは以上であります。

○甲斐産業政策課長 産業政策課でございます。

当課の令和2年度決算について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。

上から6段目、産業政策課の欄でございます。予算額12億7,683万1,000円に対しまして、支出済額10億7,050万1,387円、翌年度繰越額が1億6,517万6,000円、不用額は4,115万3,613円となりまして、執行率は83.8%、翌年度繰越額を含めた執行率は96.8%となっております。

次に、18ページをお開きください。

当課の決算事項別の明細は、18ページから19ページに掲載しております。このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

19ページをお開きください。1行目の(目)計画調査費でございますが、不用額が4,089万9,543円であります。これは、当課及び庁内の関係各課で実施しております、フードビジネスをはじめとする成長産業の振興を図る各事業等

について、それぞれ事業費、事務費に執行残が生じたものであります。

主なものを申し上げますと、まず、上から9行目の委託料の760万856円です。これは、国の補助事業である、みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進事業のうち、関係課で実施予定であった対面式の就職説明会や研修会を、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止またはリモート開催により実施したことなどに伴う委託経費等の執行残でございます。

次に、その2つ下の負担金・補助及び交付金の3,238万527円につきましては、主に、国の補助事業である、みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進事業におきまして、採用活動経費や、正社員雇用時の人件費を支援する事業に関し、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、予定していた採用活動ができなかったこと、事業期間内に採用ができなかったことなどにより不用額が生じたものでございます。

続きまして、令和2年度の主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の32ページをお願いいたします。

人づくりの(1)教育を支える体制や環境の整備・充実につきましては、当課においては、大学を中心とした産業人財育成拠点構築事業を実施しております。

施策の成果等にありますとおり、宮崎県の将来を担う産業人財を育成・確保し、地域や産業の振興を図るため、平成29年12月に策定した、産業人財育成・確保のための取組支援を踏まえ、産学金労官で連携し、各種インターンシップ事業や学生と企業の交流機会創出など、若者の県内定着に資する取組を行ったところであります。

また、本事業の実施に当たりましては、宮崎

大学のまちなかキャンパスに産業人財育成コーディネーターを配置し、効果的な事業運営に努めるとともに、学生や社会人等との交流促進も図ったところであります。

次に、33ページをお開きください。

産業づくりの(1)産業間・産学金労官連携による新事業・新産業の展開であります。

主な事業といたしまして、まず、フードビジネス推進基盤強化でございますが、みやざきフードビジネス振興構想を推進するため、フードビジネス相談ステーションを設置し、事業者の商品開発や販路開拓の支援等を行ったところであります。

次に、みやざき食の魅力発信・販売促進では、県内企業向け商品ブランディング研修を実施するとともに、県産品PR動画の作成及び配信を行い、県産品の魅力発信に取り組んだところでございます。

次の「ジモ・ミヤ・ラブ」「応援消費」普及拡大推進、その下の飲食店等「新しい生活様式」対応支援、ページをまたぎまして、次の34ページにあります「ジモ・ミヤ・めし」飲食店応援の3事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内飲食店に対する緊急的な支援といたしまして、飲食事業者によるデリバリーへの参入や新しい生活様式に対応した営業形態への移行支援、プレミアム付き食事券の発行・販売の実施、県内飲食店のPRを目的とした「ジモ・ミヤ・めし」ガイドブックの作成などに取り組み、地産地消、応援消費拡大の推進を図ったところでございます。

次のフードビジネス産業基盤強化につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国内外の情勢の変化や、新たな消費者ニーズへ対応するため、食品加工事業者20者が行う製造

ライン機器等の導入の支援に取り組んだものがあります。

次のみやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進につきましては、フードビジネスをはじめ、各成長産業分野における事業者の経営力強化や人材育成等を図るため、外部専門人材を活用した支援やひなたMBAの実施等に取り組んだものであります。

次に、36ページをお開きください。

(1) 地域や企業を支える産業人財の育成・確保であります。

宮崎産業人財確保支援基金につきましては、若者の県内定着を促進し、宮崎の将来を担う産業人財を確保するため、県内企業と連携しながら、当該企業に就職した若者に対する奨学金の返還支援に取り組み、昨年度は28人に対して返還支援金を給付したところであります。

次の若手社員の“絆”構築につきましては、県内企業の新入社員等を対象とする交流の場づくりなど、若者の県内定着促進に取り組んだところであります。

次の地域密着型IT人材育成につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による休職者や離職者等を主な対象として、基本的なIT技術の習得から県内企業への就職まで一貫した支援に取り組んだところであります。

昨年度の取組成果は以上であります。フードビジネスをはじめとする県内産業の振興、また、各産業界の人材育成・確保につきましては、今後とも、産学官による連携の下、取組の充実に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべきことはございません。

産業政策課からは以上でございます。

○西村主査 執行部の説明が終わりました。

委員の皆様方からの質疑はございませんか。

○図師委員 まず、総合政策課にお伺いしたいんですけども、成果に関する報告書の13ページについて、説明にもあったんですが、ポストコロナ時代における本県のあり方調査が行われており、ヒアリングやワークショップが開催されているんですが、これを実施された成果といえますか、ポストコロナで本県はどうあるべきか、ビジョン的なものが示せたのかどうか、その辺りを教えてください。

○大東総合政策課長 この事業では、記載のとおり様々な有識者のヒアリングでありますとか、あと県幹部職員を対象としたセミナーを行ったりとか、そういったことを行いました。その上で、様々なデータを調べた上で報告書としてまとめたところでございます。

その中で、いわゆる宮崎県のよさでありますとか、ポストコロナにおいてどういったところを伸ばしていくのか、あるいはどういったところが足りないのか、いわゆるSWOT分析とかそういったものを行った上で、人・暮らし・産業というそれぞれの分野で新しい視点といえますか、そういったような提言もいただいたところでございます。

今までになかった新たな視点といたしましては、産業分野であれば、健康医療でありますとか、本県の環境、農業、文化といったような、この報告書の中では生命関連産業という言い方をされていますけれども、こういったところは宮崎のよさであるので、産業に生かしていくべきだという提言、あるいは、副業の人材の確保について、これからデジタル化が進んでいってリモートワークとかそういったことも進んでまいりますと、一人の人がいろんな役割を担うと

いったような視点の提言もいただいたところでございます。

こういった報告書でいただいた意見なり提言を踏まえて、現在、総合計画の見直し作業も行っているところでございますので、この全てを盛り込むわけではございませんけれども、こういった新たに提言を受けた内容についても十分に検討して、次の総合計画をまとめていきたいと考えております。

○函師委員 今言われた総合計画に落とし込んでいきたいということなんですが、こういう調査が調査だけで終わらないように。それから、生命関連産業を本県の独自なものとして取り組んでいきたいということなんですが、もうちょっと具体的に、これは何なんですか。

○大東総合政策課長 本県の農業でありますとか、豊かな自然環境を生かした環境関連産業でありますとか、製造業とか、今まであった産業の振興ではなくて、新しい視点といいますか、本県のよさを生かした新たな産業展開が考えられるのではないかと提言と受け止めております。

○函師委員 今の説明では、具体的なものは見えてこないんですが、どの自治体、どの都道府県も、このポストコロナに関しては、新たな事業化というのを今から練り上げているところだと思うんです。本県で特化するものが見つからないというか、農業はどこでもあるし、環境問題もどこの自治体でも取り組んでいるでしょうから、本県オリジナルをつくるのは難しいと思うんです。やはりコロナで消沈してしまっているところの再度の活性化とか、そういうところで農業・環境というところをまた重点的にされていくというところが見えてきたのかなという気はしております。

繰り返しになりますが、調査だけで終わらず、具体的な施策につながることを期待しております。

○外山委員 同じところで、外部有識者6名は医療関係者に限らず、こういった方々になっているんですか。

○大東総合政策課長 いろんな大学の先生ですとか、あとは、JTBとかの研究所の方とか、経済、観光、あとは人口減少の問題でありますとか、コミュニティでありますとか、様々な分野の専門家の方々からの外部有識者にヒアリングを行ったところでございます。

○外山委員 それがとりあえず今回、対象者6名ということですか。いいです、結構です。

○函師委員 総合交通課の内容で、23ページに、みやぎの空航空ネットワーク充実という県単独事業ですが、説明の中にもありましたが、国際線を今後再開させていくということで、令和2年度はゼロということなんですが、再開させる際の航空会社との交渉内容とか、また、受入先の国のコロナの対応があらうかと思うんですが、これを再開させる際に、どういう基準を設けようとしているのか。また、相手国との関係性をどうつくっていかうとされているのか。このネットワークの充実事業の中で、意見交換なりがされているのであれば、その内容を教えてください。

○高橋総合交通課長 特に国際線につきましては、入国規制といいますか、そういったところは正直、今後どうなるか分からない状況だと認識しており、そういったところの確認を取りながら今後進めていくことになろうかと考えています。ただ、そのときは、いきなり定期便からどんと飛ばすのではなくて、例えばチャーターとか、そういったところから徐々に上げていっ

て、当然そういった入国規制の状況も確認をしながら、そういったようなところを対応していく形になろうかと考えております。

○**函師委員** 確認ですが、やはり入国規制が解除にならないうちは、チャーターも飛ばせないという理解でいいですか。

○**高橋総合交通課長** 基本的にはそう理解しております。

○**田口委員** 総合交通課ですが、ちょっと前に非常に話題になった東九州新幹線というのは、今どんな取組になっているのか。大分県との協議とかそういうのがあったのか、その辺りを教えてください。

○**高橋総合交通課長** 東九州新幹線につきましては、日々、各種団体と連携しながら、要望活動を令和2年度も含めて展開をしておったところでございます。当県の知事が会長となっております、東九州新幹線鉄道建設促進期成同盟会、そういったような組織もございますので、そういったところと連携しながら、国に対して、またJR九州等に対しまして要望活動を行っている状況でございます。

現在、東九州新幹線につきましては、基本計画という段階でございます。例えば整備計画を上げるとか、そういったところにつきましては、引き続き、当県としても声を上げ続けていく必要があると考えております。

○**田口委員** さっきも言いましたように、最近では全然話題にも上がってこないものだから、宮崎県としては、今後もこれには積極的に取り組んでいくことでいいんですか。

○**高橋総合交通課長** 実際、新幹線の整備と申しますと、例えば九州新幹線の鹿児島ルートでも、整備計画に格上げしてから実際整備が終わるまで30年、40年、非常に長いスパンで実現さ

れているような状況でございます。ですので、現時点では、東九州新幹線を位置づけした基本計画という形になっておりますし、まだ整備計画にすらなっていない。そのような状況でございますので、非常に重要な路線ではございますけれども、引き続き、長い時間軸で取り組んでいく課題であると承知しております。

○**田口委員** 時間をかけてということですが、地方はどんどん人口が減ってきている中で、これを本当に進めていくのか。その辺りもまた協議しなくちゃいかんと思います。これじゃ結論出ないと思いますので、一応取組は今後も引き続きやっていくということですね。分かりました。

○**星原委員** 19ページですけれども、地方バス路線の運行維持対策、あるいは、その次の下の持続可能地域交通ネットワーク構築のための総合対策の中で、地域間幹線系統運行費補助と地域間幹線系統維持支援強化ということで、31系統と29系統と何で分かれてくるのか。同じような意味合いじゃないのかと思うんですが、その辺はどういうふうに違うんですか。

○**高橋総合交通課長** まず、上の地方バス路線等運行維持対策事業の中の地域間幹線系統運行費補助につきましては、こちらは一応国の補助があるんですけども、それと協調して県のほうでも補助をしております。中身自体は、宮崎交通が大半の系統を占めておるんですが、一方で、一部都城市周辺でございますけれども、鹿児島交通が運行しているところがございまして、そういったものを合計して31系統となっております。

その下の持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策といたしましては、特に県独自の対策といたしまして、コロナの影響で、

より持続可能な運行を確保する観点から、宮崎交通が運行しております29系統につきまして、緊急的な運行を安定化させるための支援を行ったところでございます。

○星原委員 これは両方とも宮崎交通が主だということでもいいんですか。

○高橋総合交通課長 厳密に申しますと、上の31系統につきましては、宮崎交通が29系統、鹿児島交通が2系統でございます。その下の2つ目の欄の持続可能な総合対策事業のほうの29系統というのが、宮崎交通の29系統となります。

○星原委員 宮崎交通がコロナの関係、観光事業の関係で厳しい状況だということは我々も聞いているわけなんですけれども、こういう路線というのは、観光客が利用するのがどれぐらいあったのか分かりませんが、やはり地元の人たちがどれだけ利用しているかだと思うんですね。ですから幾ら補助金を出しても、乗る人がいないと毎年同じことの繰り返しになりますよね。

ですから、利用者とその地域の市町村と、それから宮崎交通と県との間で、補助金も出さなくちゃいけない部分は分かるんですけれども、どのような形を取れば利用者がある程度増えていくのか、あるいは、利用する時間帯の問題とか、そういうことを連携市町村、利用者の人たち、あるいは宮崎交通ともどのように取り組まれているんですか。

○高橋総合交通課長 バスに限らず鉄道も含めまして、公共交通の利用をどれだけ伸ばしていくのか。それは大変難しい課題であると承知しています。その中で、鉄道でもバスでも同じなんですけれども、一部ちょっと市町村といろいろ話させていただく中でも、例えば、実際、県庁への出張の際に、公用車ではなくて宮交のバ

スを使うとか、そういったところを積極的に推進することによって、これぐらい利用者が増えるんじゃないとか、そういったものを地道に市町村といろいろ話をさせていただいています。これはバスだけでなく、鉄道も含めてだと思っただけなんですけれども、そういったような日常的な扱い——通勤、通学、そういったものをできるだけ伸ばしていく。それがまず一つあるかなと考えています。

それだけではなくて、当然利便性という観点からは、例えばバスと鉄道の乗り継ぎが悪いとか、ダイヤがどうなのかとか、また、実際、この時間帯にこの場所に行きたいんだけど、そこへ行く路線がないとか、いろんなニーズがあるかなと考えておまして、そういったニーズを拾いながら、現在まさに6月補正の中でも、ポストコロナを見据えた地域交通の最適化のための調査の持続可能な交通をつくり上げていくことを意識しながら対応していきたいと考えております。

○星原委員 支援することには何もないんですが、やはり支援されるのが当たり前ぐらいの気持ちで、企業がそういう考えじゃない形のような方法も、皆さん方がいろいろ協議する中で少し精査していただいて、やはり企業努力の部分と、支援を受ける部分をしっかり指導というか、協議しながら進めていってほしいなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○井上委員 総合交通課のところをお願いしたいと思います。

やっぱりこの中で政策的に非常に大事にしなければいけないのは、持続可能な地域交通ネットワークの構築だと思うんですね。生活の足でもあるし。それと、ここに書かれているように、問題は市町村の問題意識みたいなのはどのくら

いあるのかというのにも関わってくると思うんですよね。交通網なのでつながらないと駄目なのね、ぶつぶつになっちゃ困るわけですよ。

新富町の調査に行かせていただいて、新富町は財政的にも豊かなところだから、あそこでは取り組めるオンデマンド交通のこのところを見せていただいたんですけども、どこの町村でもそれが可能かどうかというのは、ちょっと考えざるを得ないところがあるわけです。

市町村が行うオンデマンド交通システムの導入支援を2件行っているんですけども、この2件だけでは、全体的なつながりというか、生活の足を確保するということには、なかなかならないのではないかなと思うんです。

現在やっておられて、市町村の問題意識みたいなのと、それと県との関係——今星原委員からも出ましたけれども——そういうのが市町村からきちんと上がってきて、こういうのをこうやってつないでいくというところまで、話が来ているものかどうか。予算執行がこれで本当にいいのかどうかというのが、ちょっと見えてこないんですけども、それはどうですか。

○高橋総合交通課長 基本的に、特に各市町村内の地域内の交通につきましては、しっかりと利用者のニーズを拾いながら、まず一義的に市町村のほうでしっかりと検討いただくことが非常に重要になってくるかなと考えています。その上で県としては、当然市町村を結ぶような広域的バスの支援とかを現在も行っておりますけれども、全体のネットワークになるような形でやっている、そんな状況でございます。

昨年度、まさに、地域公共交通活性化再生法が改正されまして、市町村だけではなく、都道府県につきましても、この計画の策定が努力義務化されているところでございますので、今後、

計画の策定の際には、そういった全体のネットワークを考えていながら、なおかつ、市町村と連携しながら検討を深めていくことが必要であると考えております。

○井上委員 先ほどもありましたけれども、バス業者の思惑と市町村の実際に乗る人たちの思惑とで、ちょっと違うところもあると思うんですよね。だから、金太郎あめ的に、オンデマンドというのはこんなもんだみたいな形でつくり上げないことがとても大事なかなと思うんです。

新富町はやっぱりそれなりに工夫をしてオンデマンドをやっておられるわけですね。それがプラスにほかにも移行できるように、いろんなことをやっておられるのよ。だから、やっぱり地域に即した形の地域交通のありよう、それでもつながっていくという形を取っていただきたいかなと思うんです。

長年、総合交通の持続可能な地域交通というのは、常に話題になるところだけれども、形にこだわらずに、その地域の中でおもしろくというか、楽しくというか、そういう形でちょっと地域の足を守っていけるようなものをつくり上げていくというぐらいにしていかないと、同じものでやろうとすると、物すごく無理がいく可能性がちょっと強い気がするんですね。ですから、そこをつながるということも含めてですけども、それとニーズとのマッチですよ、ちょっと工夫をしながら。

それと、こういうことをやっていいのかというぐらいのところまでちょっと手を伸ばしてもらおうと、違うものが生まれてくるのでは。新しい産業をつくるということにもなるのではないかなと思うんですね。ここはちょっと狙い目かなとも思うので。ちょっとした知恵の出しようというか、そういうのをやっていただけるとい

いなと思うんです。

○高橋総合交通課長 委員のおっしゃるとおり、今回、持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策に対しまして、オンデマンドだけではなくて、既存輸送、例えばスクールバスに一般客も乗れるようにするだとか、また、バスだけではなく、そこに客貨混載みたいな形、そういった取組も支援するという形になっております。当然、こういった取組が一番、各市町に適当なのかにつきましては、そもそも市町村の中にこういった既存の交通サービスがあって、そういったような状況にもいろいろ変わってくるんじゃないか。また、まちづくり、実際にどこに人口が集積しているとか、そういったところに応じて変わってくるものと考えておりますので、そういったところは市町村とも一緒に連携しながら深く考えていきたいと思っております。

○安田副主査 19ページの持続可能な地域の交通ネットワークのところのM a a Sアプリを活用した支援を行っているようでありまして、どのような成果があったのか。また、どのような感じだったのか。そして、今後はこのM a a Sアプリをどのようにつくっていくのか、お考えがあれば伺いたいと思っております。

○高橋総合交通課長 こちらのM a a Sアプリ自体は、昨年11月に宮崎市、日南市と宮崎交通、J R九州とが連携しながら立ち上げられております、M a a S実行委員会に対しまして支援を行ったものでございまして、宮崎市から日南市にかけて開始されている状況でございます。

先般、宮崎交通より、エリアはもともと宮崎市、日南市だけだったんですけれども、高鍋町にも拡大するような形の取組がプレスリリースされておまして、本日から開始されています。

実際、昨年11月から始まった宮崎市、日南市

のところにつきましては、幾つか課題が指摘されております。例えば、マイルートというアプリがあるんですけれども、それをダウンロードをして、デジタルチケットをそこから購入するだとか、そういったようなところになってくるんですけれども、実際はダウンロード数がなかなか伸びなかったというのが一つの課題としてございました。

この理由といたしましては、例えば、鉄道駅とかそういったところへの周知はやっておったんですけれども、一方で、鉄道をそもそも利用しない人とか、バスをそもそも利用していないと、そういった潜在的な需要がなかなか拾えなかったというような課題がございまして、そういった課題を一つ一つ抽出しながら課題の解決、より使えるような形にバージョンアップしている最中であると理解しております。

まさに今回、高鍋町にエリアが拡大されているわけでございますけれども、引き続き、国とくに補助を頂きながら、M a a S実行委員会とも連携しながら、できる限りエリアを広げつつ、しっかりと使ってもらえるような仕組みに変えていくことが必要であると考えておまして、しっかりと連携しながら取り組んでまいります。

○安田副主査 新たな交通手段の在り方なので、県内各市に広げていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○西村主査 ほかに総合交通課はありませんか。ないようでしたら、ほかの課で構いませんが。

○凶師委員 中山間・地域政策課でお伺いしたいんですが、27ページの魅力ある地域づくりのところ、特に持続可能な地域づくり応援等、その2つ下の未来へ駆ける市町村の地域づくり総合支援。説明を聞いて、持続可能な地域づくり応援は、高崎町と日南市の箱物事業の補助とい

うような感じで受け取ったんですが。あと、未来へ駆けるというところも、農業体験等の今度はそのような各市町村が行う事業への補助、支援を行っておられるということなんです。この2つの事業を通して、具体的に何か成果が見えていけば教えてください。

○川端中山間・地域政策課長 持続可能な地域づくり応援は後継事業ということで、それぞれの地域における地域活性化に向けた様々な取組を市町村が応援する際に、これを支援させていただいております。

事例に挙げました高崎町の加工センターにつきましては、地域おこし協力隊OBの方が加工センターを主任的に行うということで、特産品開発のためのいろんな備品購入とか、販路開拓とか、そういった取組につながっておりまして、6次化とか特産品の地域経済の活性化につながっていると考えております。

また、カツオ一本釣り漁業の日本農業遺産選定に向けて、2年間かけていろいろ取り組んできたところで、昨年、認定という成果につながったと考えています。

未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援は、昨年度から採択したところで、田野町の八重地区でもともと宮大生と交流をずっと続けていた地区なんですけれども、そこで交流拠点となるような公民館の一部改修を行ったり、イベントみたいなのは、ちょっとコロナ禍の中でなかなか大がかりにはできなかったんですけれども、そういった取組をしております。

須木村につきましては、須木栗とかの須木ブランドの特産品のパッケージを作って、eコマースで通信販売を強化しようというような取組をして、それぞれ売上げが伸びたと伺っております。

○図師委員 本当、私も地域に住んでいて、こういう地域づくり、地域を応援する事業の大切さというのを痛感しておるわけで、もちろん令和2年度のこの事業展開も本当成果が上がっているものだと思うんです。

この決算委員会とはずれてくるかもしれないんですが、コロナ禍で2～3年、地域の小さな行事が止まっているんです。例えば、前は大きくやっていた町の運動会が小さくなって地区の運動会、子供相撲大会とか、そういうものがここ2～3年止まってしまっているし、もっと言うと、花火大会をやっているところがあったりとか、山の神の神事をちゃんとやっているところがあったりとか、敬老会をやっているとか、そういうもろもろの地域、地区の行事が、このコロナで止まってしまって、再開できるのかという問題が本当に深刻でして。

私が住んでいる町では、以前、町民体育大会という町の運動会があったんですが、やっぱり役員のみ手がない、選手が少なくなってきたということで、これが2年に1回になり、4年に1回になったら、その後はなくなってしまったとか。地区の運動会も前は自分が住む地区だけでも運動会をやっていたんですが、やっぱり2年に1回、4年に1回でなくなってしまった。でも、まだそれが残っているところがあるんですね。盆祭り——初盆で地区を回りながら盆踊りをするところとかですね。でも、これが止まってしまったわけですよ。再開するとき、果たしてその人たちが前と同じ規模、同じ人数、同じやり方でできるかというところが非常に心配がございまして。

何が言いたいかというと、この決算の活動内容、事業展開はいいと思うんですが、先ほど総合政策課長も言われた、このポストコロナの政

策として、市町村がやっている事業の補助なり、箱物の整備もいいんですが、地域がやっているそういう活動の再開に際して、何らかの手が届くというか血が通うような政策展開をしていたければなと思います。

新富町のある地域では、まだ花火大会を地区でやっているところがあるんですが、それも一戸から5,000円ずつ花火を打ち上げるための経費を集めながら、100発ぐらい上げるんです。小さな地区ですけども、花火大会をやっているというのはすばらしいなと思っていて、そこに今まで地域外に出ていた子供たちとか、ほかのところに住まわれている家族も実家に帰ってきて、みんなでその祭りの運営をされるというところも今止まってしまっていて、再開をするときに、地区の人からそうやってお金をもらうのは忍びなくて、花火大会も来年はできんかもしれないみたいなことを聞くんです。

だから、せめてそういうものの、キックオフイベントじゃないけれども、コロナが過ぎた後にもう一回地区で前の祭りをしようやとか、行事をしましようやというところの動機づけとか、資金の補助とか、そういうところに行き渡るような事業をしていただければなと思いますが、部長、いかがでしょうか。

○西村主査 ちょっと待ってください。決算委員会からあまりにも逸脱しているものですから、主要施策の反省とか提言ということでお願いします。

○松浦総合政策部長 このコロナでほぼ2年間、イベントがなかなかできない状況があるところについては、十分認識しております。御指摘のように、コロナの後にどういうふうな形をつくっていけるのかということは、当然課題として我々としても考えていく必要があると思っております。

ます。

いろいろなイベントができないところを何とか戻していくという考え方は、どういう形でできるか分かりませんが、しっかり持っておきたいと思っております。

○図師委員 ちょっと逸脱してしまいましたが、言いたいことは、今部長が言っていたとおりで、やはり地域の行事というのは、一旦火が消えると、再度火をつけるのは本当に難しいので、こういう県の単独で地域の応援という形で銘打ってやっていただいております。この決算に関しての事業展開はすばらしいと思いますが、さらにこの地域に手が届くところのような事業展開を期待したいと思います。

○川端中山間・地域政策課長 議員の御指摘のとおり、今回の事業それぞれについても、ここに載っていないところで中止になってしまった事業ですとか、結果が出た事業につきましても、大幅な計画変更を余儀なくされたというような事例がございます。

また、25ページの表の2段目の中山間盛り上げ隊、外部人財活用による集落活動支援事業、こちらは地域の草刈りですとか、神楽の応援とか、そういったところに出かけていたところですが、一昨年度は、延べ50回で300人近くの実績があったところでございます。これも昨年は9回の66件ということで、かなり地域に移動して応援に行くことすらも難しかったというのが現実でございます。

こういったいろんな制度を活用しながら、地域の応援を引き続き続けていきたいというふうに考えております。

○図師委員 よろしく申し上げます。

○星原委員 先ほど図師委員からも出たんですが、27ページの未来へ駆ける市町村地域づくり

総合支援の内容等の中で、地域の特性や優位性を生かした取組を支援ということで、予算を見たときに、元年度と2年度の決算額が700万円ちょっとで、今回、令和3年度の当初予算額というのでは、7倍ほどの5,200万円余が組まれているんです。

予算面から見れば7倍ほどなんで、何年かこの事業をやる中で、いろんな地域の取組がこの3年度で増えてきたのだらうと思ったところなんです。この地域の特性を生かしたというか、そういう取組の中身をちょっと教えていただけませんか。

それと、予算が増えたのは、ひょっとすると、宮崎市以外3市町村となっているので、隣の市町村との連携ということになると2つ以上は必ずなんで、そんなに町村も変わっていない中でこれだけ増えたというのは、多分やってきた実績が実って、それに予算を増やすことで、より地域が活性化していくということと捉えていいのかなどうか。その辺ちょっと教えていただきたいんです。

○川端中山間・地域政策課長 まず、この予算額につきましては、持続可能な地域づくり応援事業と市町村間連携支援交付金交付事業が30年度からスタートして、採択は令和元年度でストップしており、3年度までに終了するというところで、だんだん事業費が減っていくと。

未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業につきましては、令和2年度から採択をスタートして、3年度は採択件数が重なって、だんだんスライドして予算が増えていく過程にあるところでございます。

そういったところで、持続可能な地域づくり応援事業と市町村間連携支援交付金交付事業は、今年度までで終了する事業で、3番目の未来へ

駆ける事業については、これからどんどん増えていく事業ということで御理解いただければと思います。

○星原委員 なかなか理解ができないところなんです。要するに細かく言えば、市町村同士の事業の中で、地域がそうやって連携を取ること、単独の市町村より効果が上がったり、あるいは、こういうことをやることで、より隣の、あるいは周辺エリア、同じ地域なのか、事業のやり方が分かりませんが——だから、この事業をやる以上は、1市町村ではできない、2市町村以上が連携することによって、こういう事業ができて、そして地域が元気になったとか、地域に経済効果が出たとか、いろんなそういうものがあるだろうと思うんですよ。ですから、その辺のところをもう少し詳しく教えていただけるといいんですが。

○川端中山間・地域政策課長 未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業につきましては、それぞれ単独地域もありますし、複数の市町村で実施しているものもございます。特に昨年度は、コロナの関係もございまして、4件ほどしか実施できなかったところがございますけれども、諸塚村の池の窪グリーンパークの活用事業ですとか、綾町の町なかで花壇の植栽——町の中の花を植える取組——を応援したところでございます。先ほど御紹介しました、須木村の特産品開発ですとか、田野町での農業体験交流事業もです。

令和3年度のことになりますけれども、採択件数は7件に伸びまして、例えば、東児湯地区の5町村が協力して、地域の教育関係で取り組むといったような、児湯学友団コンソーシアムプロジェクトという取組を応援するとか、環霧島地域のジオパークの事業、こういった取組も

この事業で応援させていただいているところでございます。

○星原委員 やはり人口減少が進んでいるわけですから、他の市町村と連携が取れるところは、そういった事業で力を合わせて、我々のところだったら三股町と都城市が一つの盆地の中にある、あるいは、今児湯郡の話が出ましたが、郡の単位でやれることで、また地域を活性化させていく。そういうことは大事だと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

次に、隣のページのひなた暮らし移住定住促進、ひなた暮らし実現応援。ひなた、ひなたでこのページに書いてあるんですが。この定住の条件というのが、一つには、前にも言ったかもしれませんが、今回のコロナ禍で、地方でもテレワークができるということなので、よりここに力を入れていただいて、都会の企業に勤めている人が、地方に来て仕事ができる、そういう環境づくり——要するにそこで定住というか、そこまでいくかどうか分かりませんが、長期間にわたって家族で移住する人たちを、今度は県とか市町村がどうやって受け入れていったらいいか。そういうことの取組にこの事業が繋がっていけばいいなと今思っているところなんです。

この定住とか移住とかということでの、やはり報告を聞いていると、年間にはかなりの人たちが宮崎に来ているというか、移住も計画されていると思っているところなんです。今こそ、このコロナ禍で都会では非常に厳しい状況というのもあるから、今までの経験を生かして、よりこの時期に宮崎のよさをPRして、宮崎に拠点をという企業に対してもですし、一般のそういうところにもPRすべきじゃないかなと思っているんです。

これまでの元年度、2年度辺りの予算の中で実際にこの事業を取り組んできて、こういうことが宮崎でやってよかったというような点があれば、ちょっと教えていただくといいんですけども。

○川端中山間・地域政策課長 こちらのひなた暮らし移住定住促進と、その下に記載してある事業、上のほうが、ひなた暮らしUIJターセンターの運営ですとか、市町村への補助金です。下の2段目のところは、大阪事務所、福岡事務所の移住相談員の設置と、移住支援金の1世帯あたり100万円補助をするとか、そういった支援事業となります。

御案内のとおり、昨今のコロナ禍の中で移住世帯が増えておりまして、昨年度は755世帯と過去最高の値になっております。

委員よりお話のありましたように、昨今では、テレワークやリモートワークで仕事をするというお話がございまして、ほかの事業とかでもそうなんですけれども、各市町村——例えば高千穂町では法務局の跡をITセンターにして、そこにITの企業を誘致するとか、椎葉村では古民家を改修してワーケーションを受入れるとか、K a t e r i e という図書館とテレワークができるような、ワーキングスペースをセットにしたような施設がありますけれども、そういったところでもワーケーションの取組ですとか、企業誘致の取組を実施したりですとか、IT企業やそこで働く方を誘致する取組がどんどん広がってきております。

これは、コロナ禍の中での地方にとってよい効果といたしますか、よい流れではないかと考えておりまして、今回、移住された方の中には、いろんなITスキルを生かした取組をされている方とかもだんだん散見できるようになってき

ておりますので、この流れを引き続き生かしたいと考えております。

今年度の事業では、ワーケーションの取組を6月補正で要求させていただきましたけれども、商工観光労働部でもいろいろ企業誘致の予算においてテレワークの促進の予算が出ておりますので、各部とも連携しながら、地方への人の流れを引き込んでまいりたいと考えております。

○星原委員 総合政策部なので、ぜひ他の部局とですよ——結局、都会から移住してくるとなると、まず心配なのは、子供がいる家庭は、教育の分野で、今住んでいる地域と移住した宮崎県のどこかの地域とで格差があるんじゃないかとか、あるいは、病院なんかの医療の格差があるんじゃないかとか、あとは仕事の面でどういう仕事があるか。やっぱりいろんな面で対応していかないと、この部だけの問題じゃないと思うんですよ。

ですから、皆さんは総合政策部なので、他部局と連携を取りながら、全体として宮崎のよさをどうやって——要するに温泉もある、あるいはゴルフ場も、いろんな形で整っていると思いますし、食べものにしても宮崎県のは結構評価が高いわけですから、そういうよさの部分と、それから今言った教育分野、あるいは医療の問題とか、トータルで宮崎はこういう形で皆さん方をお迎えするんだということをやるために、皆さん方のところが他の部局とも相談して、運動とかいろんな展開をしていってほしいなと思うんですが、その辺はどう思われますか。

○川端中山間・地域政策課長 これまでも商工観光労働部や農政水産部と一緒に、特に働き口ですとか、そういったところを紹介しながら、連携して取り組んでいるところがございます。引き続き、生活環境の面も含めまして、関係部

局と連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

宮崎県は、どうしても所得の面ではなかなか都会には勝てないところもあるんですけども、やっぱり自然環境を含めて、普段の生活時間全てをトータルすると、魅力ある地域であると考えていただいた方が来ていただいていると考えておりますので、そういったトータルの魅力で勝負したいと考えております。

○星原委員 最後にしますけれども、私はこれまで、宮崎県内に他県から移住してきた人——5年なら5年とか、あるいは10年でもいいんですが——そういう人たちに、宮崎県の足りないところはこういったところなのか、よかった点はこういったところなのか、そういうのを聞いて、そこをうまく生かして——やはり移り住んで実際生活してみてもの宮崎のそういう部分が分かると思うんですね。

農業している人だったら農業の関係、商売している人だったら商売もあるかもしれないし、いろんな職種のところ当たって、宮崎県のよさと、あるいは、こういうことをしていただくともっといいですよとか、そういう助言をもらう。そういうこともやって、その中で他部局との教育面であったり、さっき言った医療面であったり、いろんな不安な点が出るかもしれません。

そういうことをやった上で事業をやっていると、ただ皆さん方が、例年やっている事業をそのまま繰り返し繰り返しやっていることがいいのかどうかというものの反省も私はあると思うので。そういうことは実際、よそから移り住んできて、本当にこういう点は宮崎県はすばらしい、あるいはこういうところにもう少し力を入れてほしいとか、そういうものはあるんじゃないかなと思うので、今後この定住の、あるいは

は移住の事業をやっていくのであれば、やっぱりそういうことも参考にすべきじゃないかなと思うのですが、どうなんですか。

○川端中山間・地域政策課長 委員の御指摘の点は、非常に重要なことだと我々も認識しております。呼ぶ際は、今までもいろんな支援金も含めて呼んでいるんですけども、実際に来られた方の実情とフォローアップ、ここに力を入れていくべきだと考えておまして、まさしく6月補正予算で総合政策課のほうで要求された予算に調査費があったんですけども、その一部を我々も使わせていただきまして、移住者に対するアンケート調査とヒアリング調査を実施する予定であります。

そういったものを、さらにこういった移住施策の展開に生かしていくべく調べてまいりたいと考えております。

○星原委員 移住もですが、つい話の中で思ったんですけども、私が地元で誘致されてきた企業を回って感じたのは、誘致するときは熱心なんだけれども、その後のフォローが全然ないですよという話を何か所かで聞いたことがあるんですよ。

ですから、いろんな市町村と連携を取って、たまには定住者の皆さん方のそういう話を聞いてあげることが、また今後のいい方向につながるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそういうことを含めて頑張ってくださいと思います。

○田口委員 26ページの中山間地域新生活・物流スタイル推進と、中山間地の政策なんですけど、延岡市のそんなに田舎じゃないところに延岡商業高校があるんですけど、そのAコープが閉店したんです。閉めるときに、地元がAコープに対して条件を出したのが、週に2～3回は移動販売をしてくれないかと。

5分もすれば、イオンとかマックスバリュとか、近くには大きなスーパーはあるんですが、やっぱり今は高齢化で、免許証も返上したとか、そういう方も非常に多いものですから、今までは散歩がてらに行けたスーパーがなくなったということで、そういう条件を出したんですね。ですから、今買物難民とずっと言われているのは、中山間地もそうでしょうけれども、町場の中でも非常に厳しくなっている。つい先日もまた、すぐ近くの地元のスーパーが閉鎖しました。

そういう意味では、ここに移動スーパー開業支援が5件とありますけれども、本音を言えば、中山間地は移動スーパーを持っていても、そんなに採算が取れるのかなという疑問があるんです。逆に町場のほうが多いのかなと思ったので、この5件の内訳を教えてください。

○川端中山間・地域政策課長 移動スーパー事業の需要につきましては、町場のほうでも結構問合せが多くあります。

今回実施いたしました5件につきましては、国富町——これは宮崎のAコープが絡んでいて、実際にやられる方は個人事業主の方に助成しているんですけども——あと、門川町と延岡市の南部——これはサンシールさのというスーパーを拠点に実施していらっしゃる事業で、これも実際にやられる方は、スーパーではなくて個人事業主の方です——あと、西都市は、Aコープ絡みでやられています。あと延岡市の南方方面で、こちらは個人商店の方がやられています。あと串間市の市木地区、都井地区での個人商店の方でやっていらっしゃる方への支援というような形になります。

○田口委員 分かりました。どちらかというと、中山間地ではないところが中心になっているん

ですね。実はこれはニュースにもよく出ていますけれども、延岡市では和菓子のお店までが、最近ではコロナでお客さんが来なかったということで、結構熱心に地域回りをしているんです。そういう意味では、今から先は売り方もかなり変わってくるのかなという思いがしています。

その中で日之影町と西米良村のドローンを活用した物流実証実験は、さっき言ったように、中山間地じゃないようなところでも、うまくいけば非常におもしろいことになってくるんですけれども、この物流の実証実験の結果はどんな状況だったのでしょうか。

○川端中山間・地域政策課長 このドローンの実験について、まず日之影町のほうでは、八戸地区の八戸黎明館という公民館みたいな施設から、川を挟んで対岸の星山地区に5キロほどのものを目視飛行で運ぶ取組をしました。

また、西米良村では、村所地区から天包山を越えて小川作小屋のほうまで新聞を——どうしても昼でないと配達できないらしく、そういった取組をやってみたところでございます。

日之影町につきましては、順調に物も運べたんですけれども、西米良村につきましては、山を越えると非常に電波状況が悪くなりまして、目視でドローンを飛ばすのも非常に難しいというところで、ちょっとそこの実験は実際できなくて、川沿いに5キロほど飛ばすといった取組を実施したところです。

やはりドローンに関しましては、電波状況が——中山間地域では日之影町でも開けているところで飛ばしたんですけれども、携帯電話の電波で制御しますので、やっぱり川の上空では電波状況が悪くなるケースもあったり、道路をまたぐときの安全性といいますか、そこの確認が必要だったりとか、いろいろ問題があることが

分かったところでございます。

引き続き、今年は西米良村で集中してユズを運ぶ実験ですとか、災害のときに荷物を運べるような、川を挟んで向こうに飛ばすとか、そういったいろんな実験をやっていくことにしていますけれども、国土交通省を中心に全国各地でドローンの社会実装に向けた取組が行われております。近い将来にはいろんな荷物の配送とかの実現につながっていくんじゃないかと思っておりますので、そういった取組を重ねていきたいと考えております。

○田口委員 分かりました。地形や環境等によっていろんな違いがあるかと思っておりますけれども、実験を重ねて少しでも早く実施できるようによろしく願いいたします。

○井上委員 産業政策課でお願いしたいんですけれども。最初に、総合政策課のポストコロナ時代における本県のあり方調査をというお話があったんですが、その具現化みたいなのが産業政策課かなというふうに思うんです。

実は大学での未来を担う人材が育つ社会をというふうに考えたときに、視点をどこに持っていくのかというのは物すごく大きなあれだと思うんですよね。ここに書いてあるように、宮崎の県内企業を支える人材という言い方なんですけれども、先々を考えたときに、私たちの仕事としては、納税者を多く増やすことを考えていくことがとても大事なのかなと思うんですね。

先日、NHKのクローズアップ現代で取り上げられていたホワイトハッカーの方です。13歳とか17歳とかで起業して、実際は物すごくお金がもうかっていらっしゃるわけですが。だから、産業だとか、それから企業の中で役に立つとかということに対する視点みたいなのが、以前はこつこつとやってくださる、まじめなそ

れでも構わないみたいなどころも、人材の育成というのはそういうところもあったわけですが。でも、少なくとも、自分がずっとそこで働き続けていくかどうかというのが分からなくなっているような時代の中で、どういう人を育てていこうとするのかということに、何か大きな問題点があるような気がするんですよ。これは人材育成拠点、これは構築となっているので。だから、ここに予算をこれだけかけることについての考え方ですよ。それが宮崎県の子供たちにとって、本当に今デジタル化社会の中で、今後、私たちよりもっともって進んだ時代の中でどういうふうな産業をつくり上げ、またどういう産業の中で役に立つ人間としてずっと生活していける、その対価を得られるようにしていくのにどうしたらいいのかというのが、この中でどんなふうに議論されているのか。政策がつくられたときに、どんなふうな議論をして、今ここに予算をこれだけかけるというふうにしてあるのか。そこをちょっと教えていただきたい。

○甲斐産業政策課長 今回は大学を中心とした産業人財育成拠点を構築したんですけれども、昨年度からまた産業人財育成プラットホームの事務局を宮崎大学に設けていただいて、いろいろと協議させていただいております。

令和2年度に各企業を回りまして、人材に関してどういう考え方を持っていらっしゃるかということを通じて経営者の方たちと意見交換をしてまいりました。その中で、これまでもひなたMBAという形で人財育成をやってきて、その大きな方向性自体はそんなに間違っておらず、大体ニーズと合っているということは見えてきたんですけれども、もう少し若手だとか、中堅だとか、経営者だとか、その人たちがステップ

アップしていくようなサポートということをしつかりプログラムとしてつくっていかうということで、まず社会人のほうについてはやっているところでは。

また、学生に対しても、今、委員がおっしゃったように、地域の中で、将来自分がどういうふうに通っていくかということを具体的にリアルに体験いただくということで、例えばインターンシップとか、ビジネスプランコンテストにおいて、自分たちでこういうビジネスができるんじゃないかということトライする機会をつくることで今進めているところでございます。

今度は、このラインをさらに高校生だとか中学生とかより若い頃から、自分たちの将来をこの地域の中でどう描いていくかということもやっけていかななくてはいけないということで、教育委員会も含めていろんな協議をさせていただいているところでございます。

○井上委員 ぜひ丁寧な議論を続けていっていただきたい。今、私の孫がちょうど大学2年生なんですけれども、今、1,000円の小さな額の株から買えるような時代ですから、それをちゃんと丁寧に勉強させるようにはして、彼女はそういうのをやったりとかしています。だから、いかに自分が生活していくための対価を得ることについて、選択肢が1つしかないとかという考え方ではなく、幾つもの選択肢があるということ、もうちょっと教育委員会とも議論をしていただくようお願いしておきます。

そして、この決算の中でもここはすごく重要だと思ふのが、フードビジネスの産業基盤の強化なんです。ここが宮崎県がちゃんとできるのかどうかというのは、大きいと思ふんです。先ほど御説明の中にもあったデリバリーなんかも、どうやって参入したらいいかというお話が

ありましたけれども、なぜ私たちが県外のものを買わないといけないんだと。宮崎県の中にこれほどいいものがたくさんありながら、そのデリバリーの中にそれをのせ切っていないと。それと、他県の人に、それを御紹介していったいないということとか、いろいろあるわけですよ。

先ほど星原委員が何度も何度も宮崎県のよさについて言っておられるんですけども、今後、宮崎県でフードビジネスの産業基盤の強化というのが、きちんと構築されないと駄目だと思うんです。私が商工観光労働部の人たちと話してみると、あんまりぴんとこなくて、うまくかみ合わないわけです。だから、本来必要な機材は機材として、きちんとやっぱり機器等の導入の支援で20企業となっているんですけども、それと同時に、我が県が持たないといけないものについては、それが安価に使えるようにしていくとかですね。

だから、この予算がこれぐらいで本当がいいのかと、これは執行残があってはいけないお金だと、私は思うんです。予算額どおり使えるようにしなければいけないと思うんです。でないと、先々どういう商品を開発していこうか、どんなふうにしていこうかといったときに、絶対遅れを取るようになるんですよ。素材はあるけれども、それを商品化できないということになっていくわけです。

だから、そこをちゃんとマッチングできるように、きちんとしていただきたいと思いますけれども、企業にそれをどうですかみたいな話じゃないと思うんです。本来、ここはちゃんとしたプランを持って、先々のことを考えて提案しないと、農政のほうでどうですか、商工のほうでどうですかと言っている場合ではないので

はないのかなと。そこで宮崎県のフードビジネスが遅れを取っていることが非常に——いいものを作っていて、いいものがたくさんあるので、特に宮崎を注目してくださいといったときに、どうやって商品になっていて送れますかという話になってくると思うんですね。ここをもうちょっと力を入れないといけないんじゃないかなと思うんですけども、どうですか。

○甲斐産業政策課長 フードビジネス産業基盤強化事業ですが、これは臨時交付金という財源があってできたことではあるんですけども、例えば、昨年度、87社エントリーがあって、ただ新しい機械を入れたいみたいなものも多い中で、やはり今回選ばれた31社は、事業計画を、未来を見通しながらこういう機械を入れたいというような提案がございました。

例えば、私から見ても一番すばらしいなと思った事例でいいますと、AIを活用した選別機を入れられたところがありました。それまで、人の目で、4人の社員の方がずっと最終確認していた工程をAIでやれるようにしたことで、生産性が上がりまして、1.5倍の選別ができるようになり、4人分の人件費が抑えられたため、そこにかかっていた経費を今度は輸送コストに回して、より遠くまで販売エリアを広げていきたいという事業計画でして、そういう企業の成長戦略をちゃんと描きながら機械を入れていくことはとても大事なかと考えています。

実は、前のページにあります、フードビジネス推進基盤強化事業のところ、フードビジネス相談ステーションの相談窓口を設けているんですけども、実は、昨年度、事業計画の相談が非常に増えております。やはりコロナ禍の中で自分たちがこれからどうしていくかということをお悩みのところで、相談ステーションのほ

うがその辺りを一緒に伴走して、ここを耐えて、成長をつなげていくところに今取り組んでいる状況でございます。

○西村主査 12時になりましたけれども、質疑の途中ですので、このまま続けさせていただきます。

○井上委員 今人気があるのは何かというニーズと、もう少しちゃんとマッチングさせてもらいたいんですよね。宮崎県にはいいものがあるって、フリーズドライの製品を本当欲しいと思っているけれども、そこに参入してくれる企業があればと、ちょっと小林市で話を聞いたことがあるんです。それとか、今スパイスも免疫力がアップするという事で注目されているので、機能性食品とかいろんな意味で、食べ物についての考え方というのはコロナの中で変わってきたわけですよね。だから、このフードビジネスという言い方の中で、既製の食品だけで物事を考えていると違うということなんですよ。

宮崎県にもなぜフリーズドライなんかの会社ができないんだろうとか、県の薬草センターはスパイスをなかなか作ってはくれないけれども、それは作れないんだろうとか、いろいろ思うわけですよね。だから、売れるものを作っていく、売れるようにしていく、販売ルートに乗せることをちゃんと考えていかないと。そのときに機器の搬入、それをやっていくということの大切さとか、そこに予算がきちんと確保されているとか、いつだってそこに参入できるというような幅とモチベーション等が必要だと思う。でないと、ずっと宮崎県は素材はいいけれどで止まるんじゃないかなと思うんです。

だから、やっぱりひねりというか、そういうのって必要んじゃないかなと思うんです。企業ともそういう具体的な話ができる人たちが、

商売人同士というか、ベースに乗った形で話せる人たちが増えないと、何か話がちょっと遠いんじゃないかなという感覚があるんですね。

○甲斐産業政策課長 今のフリーズドライの話でいいますと、例えばみそを作っているところがみそを粉末化した商品の開発をして、それがクラウドファンディングで非常に人気が出ており、やはり売り方、それから資金の集め方、そういういったところもどんどん変わってきています。

今、実は若い経営者もしくは二代目、三代目という人たちが、横で結構つながっていて、そういう情報交換も活発になってきているので、我々もその仲間になんとか入れてもらって、その辺も我々もできるだけ吸収しながら、制度への反映に生かしていきたいと考えています。

○井上委員 この委員会でカツオのスパイスカレーを食べていただいたんですけども、それを作り上げて商品化して販売しているわけですが、今も一生懸命販売させてもらって。次は、外浦港に水揚げされるカツオのピクルスを作ろうと思っているわけです。だから、宮崎県でもっと商品化したいものがいっぱいあると思うんですよね。ちょっとここが、宮崎が県一步か二歩か遅れているというか、感覚が古いというか、そういうところがあるのではないかなと心配しているわけですね。

だから、予算をきちんと獲得しないといけなると同時に、その具現化ですね、作り方ですね。だから、ポストコロナのことを考えると、ポストコロナの時代というのは、今の時代とは違うということなんですよね。そこをどうやって具体的に形にしていくのか。宮崎県のフードビジネスをどうするのかといったときに、そこがきちんと具体的に提示できないといけないのではないかなとつくづく思うので、ぜひ私たちが決

算で見たときも納得がいくような決算のありようというのを見せていただけるようお願いしておきたい。時間超過してすみません。

○西村主査 そのほか、産業政策課はありますか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 ないようでしたら、以上をもって第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時7分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

これより生活・協働・男女参画課、みやぎき文化振興課、国民文化祭・障害者芸術文化祭課、人権同和対策課、情報政策課、国民スポーツ大会準備課の審査を行います。

令和2年度決算について、各課の説明を求めます。

○山崎生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。

上から7段目、中ほどになりますけれども、生活・協働・男女参画課の欄を御覧ください。予算額4億6,895万2,000円に対しまして、支出済額4億5,645万5,759円、不用額1,249万6,241円、執行率は97.3%であります。

次に20ページをお願いいたします。

20ページから24ページまでが、当課の決算事項明細となっております。このうち、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

(目)計画調査費の不用額が166万8,018円となっておりますが、このうち主なものは、下から3行目の委託料129万5,900円であります。これは、安全で安心なまちづくりアドバイザー派遣事業について、新型コロナの影響を受け、実施回数が見込みを下回ったことにより執行残が生じたものであります。

次に22ページをお願いいたします。

(目)社会福祉総務費の不用額が251万2,016円となっておりますが、このうち主なものは、一番下の負担金・補助及び交付金134万3,842円であります。これは、感染防止対策を図るNPO法人への補助金について、申請が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に23ページをお願いいたします。

(目)県民生活費の不用額が598万7,961円となっておりますが、このうち主なものは、下から2行目の負担金・補助及び交付金315万4,799円であります。これは、消費者行政強化に係る市町村への補助金について、事業費の確定に伴い減額が生じたことなどによる執行残であります。

次に24ページをお願いいたします。(目)児童福祉総務費の不用額が171万4,080円となっておりますが、このうち主なものは、下から3行目の委託料105万2,485円であります。これは主に、性暴力被害者支援センターの運營業務委託の執行残であります。内容としましては、被害に対する医療支援の経費が見込みを下回ったことなどにより執行残が生じたものであります。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の38ページをお願いいたします。

人づくり、3の(1)男女共同参画社会の推進であります。

主な事業の1つ目、男女共同参画センター管理運営委託としまして、推進拠点であります当センターの運営を指定管理者に委託し、県民への啓発や相談事業等に取り組みました。

2つ目のみやぎき女性の活躍強化としまして、企業や関係団体、行政が一体となって設立しました、みやぎき女性の活躍推進会議が行う女性の多様な働き方を進めるための講演会や研修会の開催支援などに取り組みました。

3つ目の性暴力被害者支援センター運営委託としまして、被害者やその家族の心身の負担軽減を図るため、支援センターであるさぼーとねつと宮崎の運営を委託し、電話やメール、面接による相談のほか、医療、カウンセリング等の総合支援を行いました。

今後とも、市町村や関係機関等との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現や女性の活躍に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

40ページをお願いいたします。

(2)のNPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進についてであります。

1つ目の協働によるひなたづくり支援としまして、県との協働事業の提案を公募し、NPOと多様な主体との協働を推進しました。昨年度は、8件の応募の中から、社会福祉協議会や企業等が連携した不登校児に対する支援事業など3件を採択しました。

2つ目のみやぎきNPO・協働支援センターとしまして、協働の推進やNPO運営等の支援拠点であります当センターにおきまして、活動支援スペースの提供や研修の開催、NPOの設

立や運営等の相談対応などを行いました。

3つ目の地域を支えるNPO草の根活動支援としまして、新型コロナの感染拡大を受け、NPO法人の感染対策のための物資購入等に対する補助や地域課題に取り組むNPO法人の活動に対する支援を行いました。

今後とも、多様な主体による社会貢献活動を促進するため、相談や研修、情報提供等の充実を図ってまいりたいと考えております。

42ページをお願いいたします。

くらしづくり、1の(1)安心して快適な生活環境の確保のうち消費者行政であります。

1つ目の消費者行政活性化としまして、国の交付金を活用し、メディア等による広報・啓発や市町村が行う相談・啓発事業に対し、補助金の交付により支援を行いました。

2つ目の消費生活相談員等設置としまして、消費生活に関する相談員を配置し、県民からの多様な相談に対しまして、適切な助言等に努めたところです。

今後とも、県民が安心して消費生活を営むことができるよう、市町村と連携して相談体制の強化及び啓発事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

44ページをお願いいたします。

2の(1)安全で安心なまちづくりであります。

主な事業であります、宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり促進としまして、学校等へのアドバイザー派遣や防犯功労者等表彰式の開催などにより、県民の防犯に対する意識啓発に取り組みました。

今後とも、市町村や関係機関等との連携を図りながら、地域安全活動の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

45ページをお願いいたします。

(2)の交通安全対策の推進であります。

1つ目のみんなで交通安全！啓発推進としまして、各季節ごとの交通安全運動期間を重点に、マスメディア等を活用した効果的な広報・啓発に取り組みました。

2つ目のみんなの命を守る「高齢者制限運転」推進としまして、高齢運転者の運転寿命を延ばすための取組であります制限運転につきまして、広報・啓発や市町村への活動支援に努めました。

今後とも、脇見等による交通事故の防止や高齢者の交通事故防止対策を基本に、市町村や関係機関等との連携を図りながら、県民への啓発等に取り組んでまいります。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

生活・協働・男女参画課は以上であります。

○河野みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

上から8段目、中ほどになりますが、みやざき文化振興課の欄であります。予算額75億6,773万7,000円に対しまして、支出済額は74億6,928万6,441円で、その右の翌年度への明許繰越額が6,867万1,000円でありますので、不用額は2,977万9,559円、執行率は98.7%となっております。

また、上の括弧書き、繰越額を含めた執行率は99.6%であります。

続きまして、25ページをお開きください。当課の決算事項別明細は、このページから28ページまでとなっておりますが、このうち、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いた

します。

27ページを御覧ください。

(目)計画調査費につきましては、不用額が1,061万8,876円となっております。このうち、主なものとしましては、上から6段目の委託料不用額1,044万3,938円であります。これは主に、新型コロナウイルスの感染拡大のために、文化の灯を絶やさない！文化芸術応援事業のイベントの開催を中止したことに伴う執行残であります。

同じページの下段、(目)観光費につきましては、不用額が335万3,403円となっておりますが、主なものとしましては、下から2段目の委託料の不用額243万4,926円あります。主に、これも、新型コロナウイルスの感染拡大のために、みやざきの「宝」を世界ブランドへ！神楽の魅力発信事業における県外での神楽公演を中止したことに伴う執行残であります。

続きまして、28ページを御覧ください。

教育費の(目)事務局費、不用額は1,487万9,092円あります。主なものとしましては、下から3段目の負担金・補助及び交付金の不用額1,327万5,480円あります。これは主に、私立学校における保護者の経済的負担の軽減を図るための私立高等学校等就学支援金や授業料減免のための補助金などが、見込んでいた対象生徒数を下回ったためのものであります。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、令和2年度の主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の47ページをお開きください。

未来を担う人財が育つ社会の教育を支える体制や環境の整備・充実であります。

下の表の主な事業及び実績であります。ま

ず、私立学校振興費補助金は、私立学校の教育の振興と経営の安定化、保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校、中学校、それから小学校、計24校に対しまして、人件費等の経常的経費の一部を補助したものであります。

その下の私立高等学校等就学支援金は、保護者の授業料の負担の軽減を図るため、世帯の収入状況に応じまして支援金を交付したものであります。令和元年度と比較しますと決算額が増加しておりますが、これは、令和2年度に対象者や支援額が拡充されたことによるものであります。

次に48ページをお開きください。

一番上、奨学のための給付金は、住民税所得割非課税世帯に対しまして、授業料以外の教育費に充てていただくために給付したものであります。これも、元年度と比較しますと決算額が増加しておりますが、昨年度は、感染拡大による家計への影響を考慮しまして、上乘せ支給あるいはオンライン学習のための通信費への支援がなされたものであります。

その下の新規事業、私立専門学校授業料等減免は、昨年度から開始されました国の施策でありまして、低所得者世帯に対する高等教育の負担軽減、その施策に基づきまして、住民税所得割非課税世帯等における専門学校の授業料等の減免に対する補助を行ったものであります。

その下の2つの事業は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国の臨時交付金を活用して実施したものでありまして、教育改革推進特別経費補助では、学校の臨時休業により授業ができなかった内容を、例えば夏休み等を活用して補習を行うといった場合の学習指導員等の追加的配置に要する経費の支援を行ったものであります。

また、宮崎県私立学校感染症対策緊急支援事業では、高等学校看護科が病院での実習ができなかったという場合に、代替として校内実習を行うための体制の確保等に対して補助を行ったものであります。

今後とも、このような私学振興の取組を通じまして、子供たちが多様な教育を受けることができる環境の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、49ページであります。

文化・スポーツに親しむ社会の文化の振興であります。

このページの3つの事業は、先日の常任委員会でも御報告をいたしました。いずれも、公益財団法人の宮崎県立芸術劇場に委託して実施する指定管理業務であります。

宮崎国際音楽祭に関しましては、中止となった第25回音楽祭の代替公演として、オータム・クラシックを開催しましたほか、一番下の県民文化振興事業につきましては、実績にありますような公演・講座などを実施したところであります。

真ん中の県立芸術劇場管理運営委託は人件費を含めての劇場施設の維持・管理運営、貸館などの事業であります。実績にありますように、昨年度の年間利用者数は、11万2,643人と例年の半分近くにとどまったところであります。

50ページをお開きください。

一番上の県立芸術劇場大規模改修につきましては、令和2年度は、非常用放送設備や舞台照明の給電ケーブルの交換の改修などを行ったものであります。

以下、主なものを説明いたします。下から3つ目、アーツカウンシルみやざき設置事業につきましては、文化芸術の専門人材を県の芸術文

化協会に配置いたしまして、県内の文化芸術活動の活性化を図っているところでありまして、昨年度はコロナ禍の中でどのように文化芸術活動を行っていくのかなどの相談が多かったわけではありますが、そういう相談対応でありますとか、アートマネジメント講座、例えば昨年度は、ネット配信における著作権の取扱いなどの講座を行ったところでもあります。

51ページを御覧ください。

上から2つ目の新規事業、文化の灯を絶やさない！文化芸術応援事業であります。

この事業は、コロナ禍の中での文化芸術活動の継続を支援するため、臨時交付金を活用しまして、24団体に補助を行いますとともに、感染防止対策のモデル公演を実施したところでもあります。

また、宮崎駅駅前広場等で開催を予定しておりました、文化芸術イベントが、感染拡大の影響で中止となったため、代替として専用ホームページを開設しまして、出演予定であった方々のビデオメッセージや展示予定であった絵画等の作品のネット上での展示を行ったところでもあります。

コロナ禍がまだ続いておりますけれども、今後とも、県民の皆さんが文化芸術に親しむ機会を提供し、文化の振興等を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、53ページであります。

活発な観光・交流による活力ある社会の観光の振興、これは最終年となりました記紀編さん1300年記念事業であります。これも感染拡大の影響を受けながらの取組となりました。

まず、神話の源流みやざきブランド定着事業では、大阪大谷大学との連携講座、これはYouTubeでの配信となりましたが、この講座を

開催しましたほか、市町村と連携して、地域版パンフレット、昨年度は新富町編ですが、作成を行ったところでもあります。

その下、みやざきの「宝」を世界ブランドへ！神楽の魅力発信推進事業では、県外での神楽公演、昨年は、福岡の大濠公園能楽堂のみの開催となったところではありますが、県内におきましては、神楽のケーブルテレビでの番組放送でありますとか、あるいは、県庁5号館を活用した神楽公演を実施したところでもあります。

また、県内では、すぐその下の実績にありますように、一般の県民の皆さんを対象にした神話のふるさと県民大学や、小・中・高校での出前授業も御覧のように開催できたところでもあります。

一番下の新規事業、日本書紀編さん1300年記念シンポジウム開催・書籍化事業につきましては、本県だけではなく、日程の再調整もしながら、何とか大阪、東京でも開催することができました。

なお、シンポジウムで御講演いただいた9人の先生方の講演の内容を基に、現在、書籍化、本として出版する作業を進めているところでもあります。

最後に、54ページをお開きください。

新規事業、みんなで支え未来に繋げるみやざきの宝継承事業では、これは、みやざきの神楽サポーター制度を創設したものであります。人口減少が進み、地域の方々だけでは神楽の継承が困難となりつつある中で、地域の方だけではなくて、多様な主体で神楽を支えていくという仕組みとして、神楽を支援する8企業・団体をみやざきの神楽サポーターに認定したところでもあります。

また、地域で神楽を支えている若手・中堅の

方々による、みやぎきの神楽の今後を考える懇談会を開催したほか、子供たちに興味を持って読んでもらえるような日向神話の漫画本、これは第1作目として「神降り立つ」というのを制作をしたところであり、現在、第2作目を制作中であり、

参考指標を御覧いただきたいと思いますが、コロナ禍の中で、この参考指標は例年を大きく下回りましたが、当課におきましては、記紀編さん記念事業終了後、その事業を引き継ぎまして、後継的な取組をやっているところであり、

引き続き情報発信を行い、観光需要の回復や人づくり、地域づくりにつなげてまいりたいと思っております。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はありません。

みやぎき文化振興課の説明は以上であります。

○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の令和2年度予算に係る決算の状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の5ページをお開きください。上から9段目の国民文化祭・障害者芸術文化祭課の欄であります。

一般会計の決算額は、予算額10億9,837万2,000円に対しまして、支出済額3億7,943万5,622円、翌年度繰越額7億1,724万1,000円、不用額は169万5,378円、執行率は34.5%となっておりますが、翌年度への繰越額を含めると99.8%となっております。

次に29ページをお開きください。

当課の決算事項別の明細ではありますが、(目)の不用額が100万円以上または執行率90%未満の

ものについて御説明いたします。

上から7行目の(目)計画調査費であります。不用額126万7,607円でございます。これは、国民文化祭開催事業の事務費に執行残が生じたものであります。主なものとしまして、下から6行目の旅費92万4,063円は、新型コロナの感染拡大に伴い、年度末に予定しておりました県外出張を控えたことによる執行残であります。

なお、執行率が19.6%となっておりますが、国民文化祭開催事業が繰越しとなったことから、繰越額を含めると99.9%となります。

次に、令和2年度の主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の55ページをお開きください。

人づくりの2、文化・スポーツに親しむ社会の(1)文化の振興についてであります。

まず、国民文化祭開催事業であります。大会の1年延期に伴い、開閉会式のほか各プログラムに係る実施計画を改めて策定するとともに、市町村実行委員会に対しましては、実施準備経費の財政支援や各市町村を訪問して、翌年度への延期について、運営面の協議や助言等の対応を行ったところであり、

広報につきましては、大会公式ガイドブックの作成やメディアを活用したPR、大会旗の市町村巡回などを実施し、また、おもてなし事業として、トラベルセンターの開設、大会ボランティアの募集を行ったところであり、

次に、国文祭・芸文祭みやぎき2020気運醸成事業についてであります。

大会が延期となった中で、諸事情により、今年度の本大会への延期が難しく、令和2年度に実施することとなったプログラムや地域復興のシンボルとして新たに企画実施するプログラム

を、さきがけプログラムとして実施いたしました。さきがけプログラムは、コロナ禍でのイベント実施のモデルケースとなったほか、延期となりました大会本番に向け、機運の醸成を図る取組となりました。

次のページの全国障害者芸術・文化祭開催事業と併せて、県内各地で34のプログラムを実施したところであります。

次に56ページをお開きください。

全国障害者芸術・文化祭開催事業につきましては、実施計画の策定やさきがけプログラムを行うとともに、障がい者芸術文化支援センターにおいて、障がい者アートに係る相談や人材の育成、情報発信など、文化芸術活動に取り組む障がい者やその家族などに対する支援を行ったところであります。

主要施策の成果につきましては以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべきことはございません。

国民文化祭・障害者芸術文化祭課は以上であります。

○後藤人権同和対策課長 人権同和対策課の決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の令和2年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

上から10段目、人権同和対策課の欄を御覧ください。予算額1億1,726万円に対しまして、支出済額1億1,505万3,500円で、不用額は220万6,500円、執行率は98.1%となっております。

次に31ページをお開きください。

(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

(目) 社会福祉総務費の不用額が220万6,500円となっております。この不用額の主なものは、

中ほどの需用費110万5,514円でありますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響による研修や啓発事業等の一部中止に伴う事務費の執行残であります。

決算事項の説明については以上であります。

続きまして、令和2年度主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の57ページをお開きください。

人づくりの3の(3)人権意識の高揚と差別意識の解消についてであります。

主な事業の1つ目、一人一人が考える人権が尊重されるみやぎづくり推進については、8月の人権啓発強調月間及び12月の人権週間において、テレビCMの放送、イオンモールでの街頭啓発など、様々な啓発活動を集中的に行いました。

また、人権に関する作品の募集や各種啓発資料の作成配布のほか、スポーツ組織と連携した人権啓発活動に取り組みました。

次に、人権啓発協働推進については、大学やNPO・企業等と連携し、それぞれの特色を生かした啓発活動を行うとともに、ジンケンジャーを派遣して子供向けの啓発を行いました。

58ページを御覧ください。

宮崎県人権啓発センターについては、人権担当者講座や県民人権講座などの各種講座を開催し、人権教育・啓発のリーダーとなる人材の育成を図りました。

また、啓発研修講師の派遣や研修用DVD等の貸出しにより、民間企業等が自主的に行う啓発・研修等の支援に努めたところであります。これらの事業により、人権を尊重する機運の醸成を図るとともに、職場や地域など、あらゆる場において、人権教育・啓発の取組が促進され

るよう努めたところであります。

今後とも、一人一人が尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会の実現を目指して、県民の人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、報告すべき事項はありません。

人権同和対策課は以上でございます。

○戸高情報政策課長 情報政策課の令和2年度決算状況について説明いたします。

令和2年度決算特別委員会資料5ページをお開きください。

下から5段目、情報政策課の欄です。予算額19億4,387万9,000円に対しまして、支出額が18億1,593万6,087円、翌年度繰越額が6,798万円、不用額が5,996万2,913円となっており、執行率は93.4%で、翌年度繰越額を含めると96.9%となっております。

次に32ページをお開きください。

当課の決算事項別の明細は、32ページと33ページになります。このうち、(目)の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

上から3段目、(目)企画総務費であります。不用額が5,984万5,353円です。この不用額の主なものは、まず、下から5行目の委託料4,417万3,968円です。これは主に、庁内のテレワーク環境のさらなる充実を図るため、職員同士や外部関係者とのウェブ会議を可能とするシステム等を構築するための業者委託の入札による執行残などによるものであります。

次に、その2つ下の工事請負費984万1,017円です。これは主に、県庁LAN設備改良工事の入札による執行残などによるものであり

ます。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、令和2年度の主要施策の成果について御説明いたします。

令和2年度主要施策の成果に関する報告書の60ページをお開きください。

1の(3)ICTの利活用及び情報通信基盤の充実についてであります。主な事業としましては、一番上の携帯電話等エリア整備であります。これは、携帯電話のサービスが提供されていない地域において、鉄塔や無線設備等の基地局を整備した市町村に対し補助を行うもので、令和2年度は、西都市及び西米良村に対して交付金を交付したところであります。

なお、一番下の表にありますように、携帯電話の未提供世帯は、令和2年度末現在、86世帯となっております。

次に、元の表の2段目、庁内テレワーク推進であります。昨年度、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、セキュリティを確保しながら職員が自宅等の外部からでも県庁LANにつながることができる環境等の整備や、県と市町村を結ぶテレビ会議システムの構築をしたところであります。

これらにより、職員のテレワークが可能となるとともに、これまで一堂に会し開催していた各種会議や研修会につきましても、市町村間を移動することなくリモートで実施できる環境が整ったところであります。

右の61ページを御覧ください。

2の(1)商業・サービス業の振興についてであります。

みやざきICT利活用促進・人材育成であります。これは、県が率先してICTの活用に取り組むため、AIチャットボット——チャッ

トボットとは、これまで人が行ってきた相談対応をコンピューターが自動的に応答するようなシステムですが——その導入検証を行い、一定の効果を確認したところであります。

また、その一方で、「DXとは何か」、「何から始めればよいか分からない」などといった声も多く寄せられたことから、県内の事業者や市町村向けに、デジタルトランスフォーメーションに関するセミナーを開催したところであります。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

情報政策課の説明は以上であります。

○井上国民スポーツ大会準備課長 国民スポーツ大会準備課の決算の状況について、御説明いたします。

決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。

国民スポーツ大会準備課の決算額は、下から4段目でございますが、予算額22億4,507万3,000円に対しまして、支出済額12億3,338万9,081円、翌年度繰越額10億883万9,000円、不用額は284万4,919円、執行率は54.9%となっております、翌年度への繰越額を含めると99.9%となっております。

次に34ページをお願いいたします。

当課の決算事項別の明細は、34ページから35ページに掲載をしております。このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

35ページをお願いいたします。

35ページの上から1行目の(目)計画調査費であります。不用額は270万7,655円であります。この不用額のうち、主なものといたしましては、

節の上から5つ目の旅費75万9,526円、その下の需用費51万3,750円、さらにその1つ下の役務費60万4,416円ではありますが、これらは、国民スポーツ大会の開催準備及び県有スポーツ施設整備に係る事務費の執行残であります。

次に、令和2年度の主要施策の成果について御説明をいたします。

主要施策の成果に関する報告書の62ページをお願いいたします。人づくりの(2)スポーツの推進についてであります。

まず、国民スポーツ大会開催準備であります。が、県準備委員会において、総会・常任委員会等の会議や市町村・競技団体の説明会等を開催いたしまして、大会開催に必要な準備活動を推進したところであります。

そのうち、会場地の選定等につきましては、正式競技及び特別競技は、全38競技のうち34競技の会場地について、公開競技は、全7競技の会場地について、またデモンストレーションスポーツは、3競技の実施とその会場地について、県準備委員会として決定をしたところであります。

次に、広報活動につきましては、大会マスコットキャラクター等のデザインを決定いたしましたほか、大会啓発用ポスターなどを活用いたしまして、大会の周知と開催に向けた機運の醸成を図ったところであります。

また、競技役員の養成につきましては、競技団体が行います中央講習会等派遣事業や県内講習会等開催事業等に対しまして、補助事業により支援を行ったところであります。

次に63ページを御覧ください。

県有スポーツ施設整備であります。が、陸上競技場、体育館の整備に係る設計・工事等を実施しましたほか、PFI手法によりますプール整

備に必要な要求水準書等の策定を進めたところ
であります。

主要施策の成果につきましては以上でありま
す。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、
特に報告すべきことはございません。

国民スポーツ大会準備課は以上であります。

○西村主査 執行部からの説明が終わりました。

委員の皆様方からの質疑はございませんか。

○凶師委員 みやざき文化振興課にお伺いした
いんですが、成果に関する報告書の54ページで
す。みんなで支え未来に繋げるみやざきの宝継
承ということで、神楽サポーターの活動の内容
を説明いただいたんですが、これは8企業の団
体ということですが、サポーター活動というの
はどのようなものなのか、もうちょっと教えて
いただいてよろしいでしょうか。

○河野みやざき文化振興課長 説明でも申し上げ
ましたように、人口減少が進む中で、神楽の
継承は非常に厳しくなっている状況でございま
す。そういった中で、例えば企業に勤めていらっ
しゃる方が、神楽を舞っていらっしゃると。地
元に帰りたいと。でも、なかなか休みが取りに
くいとといった場合に、その休みを奨励してもら
う。

あるいは、例えば神楽そのものを見に行きま
すと、何がしかの金額を納めることとなります
ので、それが活動費に回っていくとか。幅広に
神楽を支えていくということを企業・団体ある
いは大学等をお願いをしまして、何とか協力し
ていただける団体等に、県がサポーターとして、
例えば宮崎杉でできた結構大きめのサポーター
の認定書を差し上げるということぐらいしかで
きないんですけれども、そういう形でお返しを
する。

あるいは、広報でその活動を紹介していくと
か、県外の企業ではこの事業そのものが財源と
して県費を一切使っておらず、地方推進交付金
と企業版ふるさと納税を財源としておりまして、
この企業版ふるさと納税で100万円以上寄附を頂
いた企業に、同じくサポーターとして認定を差
し上げたところでございます。

ちなみに、8企業のうち4企業が県外の企業
でありまして、うち3企業が100万円以上を寄附
した企業。もう一つの企業は、東京のアクトテッ
クという企業でありまして、実は椎葉村の梅尾
の神楽を継承するために、毎年、社長を含めて
お見えになっている。なおかつ、その従業員の
方々が、いまだに舞い手なんです。それも奨励
をして一緒に来てつなげていると。その場に住
んでいる人だけでは継承しにくい状況がある中
で、そういう活動を行っているということでご
ざいます。

○凶師委員 私が住む地域にも幾つか神楽があ
るんですが、やはりその存続が危ぶまれている
神楽もあります。ましてや先ほどから言ってい
ますように、このコロナで止まってしまってい
ますので、舞い手がそれをまた一から立て直せ
るのか。

また、今おっしゃられたように、外部からで
も舞い手を招いて再構築できるのか。実は、舞
い手よりも、おはやしのほうが重症なんですね。
おはやしのほうが経験が必要なものですから、
このはやしをどうしていくのかというのも切実
であります。

うちの地元の神楽は、山村留学をしていた地
域——そこは廃校になっているんですけれど
——その山村留学で来ていた子たちが、舞う練
習をしていて、地元に戻っても神楽の時期だけ
また来てくれて、その子たちも成人になってい

るものですから、その子たちが踊ってくれる。一番すばらしかったのは、山村留学で来ていた子供が、日南市の方だったんですが、木城町役場に就職してくれて、舞い手になるために帰ってきましたという、すごくすばらしい物語もあるんです。

ただ、実際は存続の危機です。一晩中踊っていた神楽が半日になって、夜やっていた神楽が昼間になってしまって、それでも何とか継承していこうという形で頑張っているんですが、何が言いたいかという、ぜひこの宝の継承というのはすばらしい活動ですので、より県民に広げていただきたいですし、UIJターンなんかとうまく絡めて、都市部で、全く宮崎に縁もゆかりもないけれども、神楽の舞い手になりたいという希少価値のまれなマッチングとかも探りながら、ぜひこの継承を続けていっていただきたいと思います。今後のこの事業の拡大について、何か展望があれば教えてください。

○河野みやざき文化振興課長 まず、1つは、多様な主体というふうに申し上げておりますように、さらに数を増やしていくことが大事だろうと思っております。ですので、私どもがすべきことは、この制度そのものをもう少し広くPRをしていくということだろうと思ってます。

夏場に神楽の団体が集まる機会があったんですが、そのときも神楽の団体に対してお話をさせていただいて、こういう制度を県が作りましたので、支援しそうな企業だとか支援している企業なんかにか声をかけてもらって、どうぞ申請をしてくださいという話を差し上げたところでもありますので。

あともう一つ申し上げれば、今、神楽だけありますけれども、将来的には神楽だけではなくて、いろんな伝統芸能に広げていくというこ

とも少し視野に入れていく必要があるのかなというふうに思っております。記紀編さん記念事業では神楽を対象にしておりましたのでこういう取組でありますけれども、そういったことを考えながら、文化を通して地域を残していくという、その一つの一助として、この制度が役割を果たしていくようにしていきたいというふうに思っております。

○凶師委員 期待しております。頑張ってください。

○西村主査 同様に、文化振興課で何かありませんか。なければ別の課でも構いません。

○凶師委員 情報政策課のほうにお伺いしたいんですが、一般質問でも取り上げさせていただいたんですけれども、成果に関する報告書の中でいうと、60ページ、庁内テレワークの推進、かなり積極的に取り組んでいただいている内容は理解しております。

国が示す、常時対面でのサービス提供を必要とする職員以外の7割はこのテレワークに従事させなさいというような目標に沿って取組を進めているのは分かるんですが、一般質問のレクるときにちょっとお伺いしたら、各課でテレワーク用の持ち帰りができるパソコンが2台ずつぐらいしか配置されていないということも聞いたんですが、これも物理的にそれが限界なのか、それとも、これからさらにテレワークを進めていく上で、これは拡大の可能性あるのかどうか、いかがでしょう。

○戸高情報政策課長 お貸しできるパソコンとか、中身の入っていないものについてはそのくらいの数になるのですが、現在は特別な措置として、職場で使っているパソコンにセキュリティ対策を講じて、それを自宅に持って帰るという形で対応しているところでございます。

ただし、それだと通信ができないので、通信ができるのは、その配分のものしかない。予算を増やしてさらに増やせばできることはできるんですけども、かなり金額が増してきているものですから、通信ができてそういう状況であるというのは、そういう配分になっているところですよ。

○**図師委員** 併せて、サテライトオフィスを防災庁舎内に確保されているということですが、これの利用の割合というか、これをまた現状から拡大させていくというような何か今後の展開を考えていけば教えてください。

○**戸高情報政策課長** サテライトにつきましては、行政改革推進室と連携しながら取り組んでいるところなのですが、通勤上延岡に行くとか、高鍋に行くとか、そういう方がこちらでという場合に利用しています。そこにも準備されているPCがあるんですが、その場合であっても、先ほど申したように、セキュリティ対策を講じて自分のパソコンを持ってくる。そこだと、LANがあれば通信もできますので、より快適な状況で仕事ができるというふうになると思われまます。(「今後増えていくの」と呼ぶ者あり)

一応10月1日でまん延防止等重点措置は解除となりました関係で、出勤者7割という制限は解除されました。ただ、今後とも、働き方改革を含めたテレワークということになりますので、今の状況だとすぐに増えるということはないのですが、第6波になった場合には増えていくということになるかと考えております。

○**図師委員** 今おっしゃられた、これはコロナにかかわらずというところで、やっぱり維持拡大されていくのが時代の流れだと思います。また、今の答弁にもあった、働き方改革とセットで考えていく必要があるかと思われまますので、

またいろんなバリエーションに富んだテレワークの実践を期待しております。

○**星原委員** 同じページの携帯電話等のエリア整備ということで456万4,000円、前年度も455万1,000円。そして実際、内容では、西都市3地区12世帯、西米良村1地区5世帯ということですが、この2年分を合わせても900万円ぐらいの予算なんですよ。(「予算と決算」と呼ぶ者あり) 令和元年度と合わせてもね。

だから、これぐらいエリアの整備しないと、もう今、携帯電話なしでは我々も生活できないような状況なので、予算の組み方として、これぐらいの予算が、単年度で450万円ぐらいですから、900万円組んでいて倍ぐらいのことができるのか。

あと、まだ整備されていない地区が残りがどれぐらいあるのか分かりませんが、令和3年度はまたここに2,700万円余の予算を組んでいるみたいなんです。早く整備する必要があるんじゃないかなと思うんですけども、何でこのような僅かな金額しか組まないのか。これは工事だとかいろんな条件があるのか分かりませんが、私から見ると、こういう情報網の整備はいち早くすべきじゃないかと思うんです。

予算が組めていないのは、どういうことが原因なのか、ちょっと教えてほしいです。

○**戸高情報政策課長** 実を申し上げますと、この455万1,000円というのは、市町村が整備した翌年度に、県のほうから、それに対する交付金を補助するという形でやっております。ですから、この西都市と西米良村と書いてございますが、これは実際には令和元年度に整備して、その分について25分の1もしくは75分の2という形で助成をするという形で、後年度に負担をしているところですよ。

もう一つ申し上げますと、携帯電話事業者が一応2024年までに、住民が希望すればそこは解消していくという宣言をしておりますので、基本的には、そちらのほうは国家施策として進められているところがございます。実際、86世帯となっておりますけれども、このうち、住民が実際に解消を希望されているところは37世帯と市町村からは聞いているところがございます。

○**星原委員** 要するに、県として、国から補助をもらえるけれども、そういう計画があった市町村でないといけない。私は実際使う人たちが、あるいは、我々がそのエリアに行ったときに多分電波の関係で携帯電話を使えないと思うんですよね。その地区の世帯の人だけじゃなくて、携帯を持っている人たちが行っても。県や市町村の取組については分かりました、理解しましたが、ぜひ市町村と進めてください。よろしくをお願いします。

○**西村主査** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村主査** それでは、以上をもちまして第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時8分再開

○**西村主査** 分科会を再開いたします。

各課長の説明、それに対する委員の質疑が終了しました。総合政策部の決算全般についての何か質疑はございませんか。

○**安田副主査** 令和2年度はコロナ禍で、大変苦しい時代を迎えたなと思っているところであります。そういう中で、地方回帰というものが、またコロナ禍で話題になりまして、移住定住というのが大変話題になりました。

私たちがいるところは、美郷町辺りに大変空き家待ちが多くて、空き家を探している移住者の方々も多いです。その反面、地元の方は、いろいろな土地があると、固定資産税を払うのもいやになっている、行政が引き取ってくれないかなという相談を受けるのです。

そういうところを生かして、移住してくれる方に家を建ててもらえればいいんだよねという住民の方も中にはいらして、そういうところのマッチングもいいのではないかなと思っているところでもあります。

その移住政策での一つ質問と、あとはコロナ禍で性暴力被害者支援について、さぼーとねつと宮崎ではコロナ禍の前とコロナ禍とで、大分、相談件数というか、相談内容が変わってきていると思うのですけれども、この中で令和2年度はどういう変化が現れたのかが分かりましたら教えてください。

○**川端中山間・地域政策課長** まず、田舎の空き家対策についてでございます。28ページの4段目の事業、田舎で暮らそう移住促進用空き家利活用強化事業ということで、昨年度、コロナの臨時交付金を活用しまして、県内の空き家の利活用を促進するためのアンケートとセミナーを実施したところでございます。空き家を実際に持っていらっしゃる方、空き家を自分が所有しそうな方を対象に、空き家を活用するためには、こんなことをするといいですよというようなセミナーを県内各地区で開いたところでございます。

委員からもお話がありましたように、特に中山間地域では空き家があっても、家の中に仏壇、神棚が置いてあったりとか、たまに親戚が帰ってきたときに、集まったときに使うからということで、なかなか利活用が進んでいないところ

でございます。

ただ、空き家があれば移住したいという方が、美郷町でもかなりいらっしゃる町からも聞いておきまして、そういったところを何とか掘り起こして活用するための取組を市町村とも協力しながら取り組んでいこうということで、今年度、空き家の活用のための予算を拡充したところでございます。

そういった取組を市町村と一緒に——空き家を活用して、特に中山間地域のほうでは空き家の流通がなかなか不動産屋が入ってくれないところもございまして——そういったところを市町村と協力しながら進めていきたいと考えております。

○山崎生活・協働・男女参画課長 2点目の御質問であります性暴力被害者支援センターの件でございますけれども、昨年度の相談件数で申し上げますと、主要施策の説明に書いてあるとおり83件なのですけれども、前年度が119件ということで、昨年度は減っております。

ただ、ここ数年の相談件数の推移を見てみますと、やはり100件前後で推移をしております、同じ状態で深刻な相談が続いているのかなと思っております。

内容的には、昨年度の83件のうち、深刻な相談、強制性交でありますとか強制わいせつ、この2つを合わせておおむね6割程度の件数になっておりますので、まだまだそういう深刻な相談があるのかなと思っております。

あと、いろんなところで、当課のほうでもチラシを中学生全員に配付したりとか、それから弁護士会、それから医師会の産婦人科医会とも連携しながら、いろんなところで周知活動をやっておりますので、少しでも、そういった被害に遭われた方が相談しやすいように、幅広く、今

後とも周知に努めたいと考えております。

○安田副主査 大変ありがとうございます。移住定住につきましては、特に美郷町は空き家待ちとあって、空き家がもうないというか、そういう感じで、空き家があっても、中に入ったらぼろぼろで、なかなか住める状態じゃないという状況もございまして、いろんな市町村とも情報交換をしながら、移住しやすい環境施設とか、そういうのも前向きに考えていただきたいなと思いました。

また、性暴力のほうは今後とも注視していただいて、前向きにやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○西村主査 ほかに総括ではありませんか。

1点、私も気になったものがありまして、図師委員より総合政策課に対して、ポストコロナの在り方の調査について質疑をされて、本当に私も同感でありまして、ポストコロナの時代、どうやっていこうという専門家の意見を聞く、売り込み方を聞く、そういった調査というものは非常によく分かるのですが、それをどう生かしたかなと思った実績があつて、実は産業政策課のジモミヤめしのガイドブックについて、発行されたときに私は駅で見たんですけれども、手にして、県内にもこんなお店があるのかと、非常にいいなと思っておりましたが、案の定、このコロナ禍で人の動きが止まったり、お店が休んだりして、大量にこれが余って、在庫として積んであるのを見ると、これは逆効果なのかなという思いもありました。

物を作るのはすごくいいことなんですけど、それを使う人間がコントロールできないんだつたら、果たして、これは予算を使い切りました、印刷物ができました、冊子ができました、ホームページができましたということは、どうなの

かなと思います。

このコロナの中で、苦しい状況を何とか打破していこうという思いで、様々なアイデアで様々なものに挑戦されていますけれども、片や、それを見た私の心象は、こんなに山積みになって、いらん仕事をつくったのかなとも捉えてしましまして——そこまで気にされていない方もいらっしゃるかもしれませんが。

例えば、もう今日から解禁になったというときに手元にあるとすごくいいと思うのですが、いざ今日から閉めないといけない、人流を止めなきゃいけないというときには、そういったパンフレットなり、観光ガイドなり、そういったものを一時撤収するとか、一時戸棚を隠すとか、何かしらのメリハリをつけたほうが、いざ再スタートを切るときにもいいと思います。

逆に人流を止めるときにもそういったものがないのかなとも思ったものですから、総合政策部は様々な事業につながっておりますので、その辺りも部局を横断して——アクセルとブレーキという表現がありますけれども、そこを、この予算でしっかり使い切ってはいるんですけども、それを最終的に使いこなすのは現場の人たちでもあるし、現場の人たちとどのくらい意識の共有ができていたのかという疑問があるものですから、質疑をさせていただきました。

○甲斐産業政策課長 おっしゃるように、ジモミヤめし、非常にたくさんの県民からの投票をいただいて作った冊子でございます。これは昔、オススメしという企画をやったことがありまして、それもやはり何度も重版をかけて配ったということがありまして、この機にぜひということで取り組んだものでございます。

実際、ホテル業界からも、ぜひ追加をくれということで、追加を送ったりとかもしているの

ですが、おっしゃるように、感染が拡大しているときに、引いてくださいというところまでは、我々も思いが至らなかったというところがありますので、今後、もしまたそういう状態になりましたら、またそういう業界とも連携してやっていきたいと思います。

○西村主査 ありがとうございます。今、このジモミヤガイドブックを例に上げましたけれども、このガイドブックに関わらず、例えば、ほかの神話のガイドブックであり、観光のガイドブックも同じだと思うんです。やはりそういう作ったものを無造作に並べるのではなくて、しっかり活用していただきたいということでしたので、お願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

○星原委員 34ページの産業政策課のフードビジネス産業基盤強化ということで、毎年行われているんだろうと思うのですが、こういう事業で20企業、そして11企業が次年度に繰越しでということでしたが、これだけ多くの企業がこういう事業を使って製造ラインを機械化することで、製造量を多くしたりといろんな形でやっているんじゃないかなと思います。

そういう補助を受けた企業が、その後、どういうふうな形で初期の目的を達成しながら経営の効率化とか、あるいは営業成績が上がるとか、導入したおかげで販売の範囲が広がったとか、こういう事業の場合は終わった後、何年か追いかけてながら、そういう企業の支援の部分、相談の部分、いろんな問題点、その後の経営の状況まで追いかけているものなのですか。どうなのですか。

○甲斐産業政策課長 この事業は、今回のコロナの対応のために国の臨時交付金を使ってつくった事業でございます。実は、これは経産省

のほうで、ものづくり補助金とか、そのようなスキームがありまして、同じように設備補助という形のものがあるのですけれども、今回、コロナ対応ということで、その上限枠を国の基準を超えて、県独自でやらせていただいております。

ただ、財源が交付金ということもありまして、今年度までは予算としてありますけれども、なかなか、この財源をどうしていくかというところは、また考えていかなければいけないところかなと思っておりますが、今回はコロナ対応、コロナでいろんなニーズが変わってきている、そういうものに対応できるようにということで整備させていただいております。

実際には、フードビジネス相談ステーションで、国の補助とかもありますので、それぞれのニーズに合った国の制度の活用等も今後もまた続けていきたいと考えております。

○星原委員 このコロナが収束していったら、こういう事業が、もう終わりになるのか、逆に、今回はコロナがあった関係でこういうことに切り替えていって、企業を守るというか、会社を守る、そういう形になって、そういう成果が出れば、コロナが終わっても、そういう形で育てていくというか、結果がどういう形に進んでいくか、これから分かりませんが、いい傾向であれば、宮崎県でも農業生産物でも作ることはいいものができるのですが、それを加工したりして、いかに付加価値をつけて販路を広げていくか、その部分がどうも宮崎県は欠けていたような気がするのです。

ですから、そういう意味で意欲のある企業があれば、そういう育て方をこれからやっておかないと、雇用の面でも、あるいは地域の活性化の面でも大事ではないかなと思うので、ぜひ国

からの制度がなくても、県として新たな何らかの方法を考えて、国からも予算を引っ張り出す方法とか、県が育成していく面でどういうことをやればいいのかとか、考えながら育てていかないと。

このコロナ禍で経営不振に陥ったり、いろんなところがいっぱいあって、県税収入も多分落ちてくると思うので、企業を育てていって税収を上げるような形も、これから考えていってほしいなと思います。ぜひ、その辺の流れを見ておいていただいて、考えていただければと。

○外山委員 総合交通課の分ですけれども、20ページの施策の成果等の中にありますように、もちろん事業者等に、ある程度、支援をしたり、必要そうな支援をしています。

もちろんコロナ禍で非常に落ち込んだのだろうけれども、実はそうじゃなくて、今現状には、もっと大きな本質的な問題があるのです。ですから、この最後にあるように、安心して地域で暮らせる持続可能な地域交通ネットワークの構築を目指すためには、コロナを一回除いて取り組まれないと、常にコロナのことを前面に出す、コロナのせいで、コロナがあったからというふうになると、大きなところを見誤るので、ぜひ次年度は、コロナももちろん加味はするのですが、大事な本質的なところは、コロナ以外のところに何があって、どういう状況で、ここ数年、業務が苦しいのかというところに視点を当てて取り組んでもらいたい。

それにいろんな意味で追い打ちをかけたのがコロナですから。次年度はそういうところに少し視点を変えて、コロナはコロナでのけて考えてもらいたいと思います。部長のほうはもちろんお分かりでしょうけれども。

○松浦総合政策部長 先ほどの星原委員からの

御指摘も含めてですけれども、全体として、やはり人口減少という流れの中で、課題としてはどういうふうに地域あるいは産業をつくっていくのかというふうになるかなと思っております。

その中で、今後、どういう進め方をしていくのか。技術がどんどん進んでいく分野もありますし、デジタルとか、そういったものを、どううまく活用していくのか。それから、商売といいますか、事業でいえば、デジタルの中での営業というか、経営を、どううまく乗せていくのかといったような変化も当然起こってまいりますので、そういったことをしっかり踏まえながら、この先々の進め方というのを考えていく必要があると思っておりますし、そのための、今、長期ビジョンの見直しをしておりますので、そういったことも含めて、方向性というのを見定めてまいりたいと思っております。

○田口委員 先ほど聞き漏らしておりました。みやざき文化振興課の私立学校の振興費補助金のところですか。

令和2年度の決算が37億4,132万5,000円、その下の私立高等学校就学支援金が23億5,370万円。2つとも令和3年度の当初予算が前年よりかなり大きいのですが、今、どこの私学も定数割れも出てきている中で、この増えている理由は何でしょうか。

○河野みやざき文化振興課長 まず、私立学校振興費補助金につきましては、国の単価の基準額がございます。それに対して生徒数を乗じたものが国の基準額として定められるのですけれども、生徒数の見込みを、例年、多めに立てておまして、その関係で、この私学振興費補助金につきましては、当初予算については若干多めになっているというところがあります。

そして、私立学校等就学支援金につきまして

も、これもほぼ同じような理由でございまして、やはり生徒数を少し多めに見込んで、当初予算については、こういった格好で多く見込んでいくという状況になります。

○田口委員 2番目の私立高等学校就学支援金というのは、例の私学の授業料の無償化にほぼ近いやつ、年収にもよりますけれども、そのことですよね。

○河野みやざき文化振興課長 そのとおりでありまして、説明になるかどうか分かりませんが、結局、令和元年度の金額よりも増えておりますが、従来から就学支援金はございましたけれども、2年度に一定収入以下の方々の支援金が増えたということで増額になっております。無償化というのは、実質的な無償化ということでありまして、実際は私学の授業料がありますし、授業料以外にも施設の整備のための賦課金みたいなものもございまして、全く無償化といったら、実はそこまではいっていない状況は現実にはあります。

○西村主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 よろしいでしょうか。それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時35分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和2年度決算についての執行部の説明を求めます。

○横山会計管理者 会計管理局の令和2年度の決算の概要について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをお

開きください。表の一番下の会計管理局合計の欄を御覧ください。

予算額5億5,210万6,000円に対し、支出済額5億4,576万9,483円、不用額633万6,517円、執行率は98.9%となっております。

次に、2ページをお開きください。

まず、会計課の決算状況についてであります。表の一番下の計の欄を御覧ください。

予算額4億2,410万2,000円に対し、支出済額4億1,831万6,664円、不用額578万5,336円、執行率は98.6%となっております。

続きまして、(目)における不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

中ほどの(目)会計管理費の不用額557万289円であります。その主なものとしましては、下から4段目、役務費の484万9,470円であります。これは、主に収入証紙の売りさばき人に対して支払う売りさばき手数料が見込みを下回ったことによる執行残でございます。なお、(目)における執行率が90%未満のものはございません。

次に、資料の3ページを御覧ください。

物品管理調達課の決算状況についてであります。表の一番下の計の欄を御覧ください。

予算額1億2,800万4,000円に対し、支出済額1億2,745万2,819円、不用額は55万1,181円、執行率は99.6%となっております。

(目)における不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

最後になりますが、主要施策の成果に関する報告書、決算審査意見書及び監査における指摘事項については、いずれも報告すべき事項はございません。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西村主査 執行部の説明が終わりました。委

員の皆様方からの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 特に質疑もないようですので、以上をもって会計管理局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時40分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和2年度決算について執行部の説明を求めます。

○福嶋人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の令和2年度決算の概要について御説明いたします。

お手元に配付しております決算特別委員会資料にあります表の一番下の合計欄を御覧ください。

令和2年度の予算額1億4,192万6,000円に対しまして、支出済額が1億4,087万7,514円でございます。この結果、不用額が104万8,486円、執行率が99.3%となっております。

次に、執行率が90%未満の(目)及び執行残が100万円以上の(目)はございません。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、また決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西村主査 執行部の説明が終わりました。委員の皆様方からの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 特にございませんので、以上をもちまして人事委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時42分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和2年度決算について、執行部の説明を求めます。

○阪本監査事務局長 監査事務局の阪本でございます。本日はよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

お手元の令和2年度決算特別委員会資料、監査事務局を御覧ください。

1ページ目でございます。

監査事務局の予算、一番上の行、予算額の欄、1億8,562万7,000円、支出済額1億8,284万6,258円ということで、右から2番目、不用額の欄、278万742円の不用額でございます、執行率は98.5%でございます。

なお、(目)ごとでの執行率90%未満はございませんので、不用額100万以上の目が2ページ目の一番上の行、(目)事務費事務局費でございます。不用額が214万7,705円ということで、内訳につきましては、3つ下の職員手当等が76万余で、これは時間外手当の執行残でございます。

それから、2番目に大きいのが5つ下、需用費42万1,432円。これは公用車の修理が2台ございまして、この修理費を毎年定額計上させていただいておりますが、修理がなかったということでの執行残でございます。

決算につきましては以上でございます。なお、主要施策の成果及び監査結果につきましては、特に報告すべき事項はございません。

次に、お手元に別紙で参考ということで写し、令和2年度内部統制評価報告書審査意見書というものをつけさせていただきます。

内部統制につきましては、令和2年度から始まりまして、恐らく常任委員会で総務部のほうから説明があったかと思ひます。この内部統制といひますが、既に御存じかと思ひますが、先に民間主導で始まった制度でございます、特に大和銀行の巨額の損失隠し等々の金融機関を中心とした様々な不祥事がございます、会社法という法律が新しくできたのが約30年前、平成16年に民間主導で、この内部統制という制度が始まっております。国及び地方自治体につきましても、平成29年に地方自治法が改正されて、昨年度から行政においても、この内部統制という制度が始まったところでございます。

この内部統制という言葉が、私は訳としていひのかどうか、どうも上から締めつけるような印象を与えかねない言葉なのですが、実は、これは内部のガバナンスといひましようか、自らを律するという制度でございます、これは大変有用な制度であると私どもは思っております。まさに行政の効率化ですとか、いろんなミスを事前に防ぐという意味で大変有用な制度だと考えております。

これにつきまして、知事のほうから報告書の提出がございまして、この地方自治法の規定で、私ども監査事務局において意見書を出すということになってございまして、これがその写しでございます。

2の審査の着眼点を御覧いただきたいのですが、2行目、どういった点を審査するかということの規定がございまして、まず知事による内部統制の評価です。この評価手続に沿って適切に実施されているかということ。それから2番目としまして、内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。この2点を着目するという制度になっ

ております。

なお、この1、2、3、4、この項目は国の示したモデルに沿ったものになっておりますが、我が県独自に、5、改善が望まれる事項というのを付加しております。今回が初めてということもございまして、まだまだ統制制度が不十分な点もあるということを踏まえまして意見を付けさせていただいております。

内容につきまして、裏のページになりますけれども、3項目、リスクの選択、それから自己点検、特に注意すべき不備についてということで書いております。

その次のページにこれを説明する補足資料をつけさせていただいておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

まず、1のリスクの選択についてでございます。このリスクという言葉ですけれども、これは平たく言うと、いろんなミスを犯す危険性、このリスクといいますのは、そういった意味です。これをあらかじめ選んでおきまして、こういった点で、うちはミスを犯しやすいので、ここをしっかりとチェックをしていきますよというのが、このリスクの選択なのですけれども、私どものほうでチェックをさせていただいた結果、このリスクの選択が不十分だと思われる所属が幾つかございました。事実、そこについては、その点の不備といいたいでしょうか、ミスが起こったりもしております。ですから、このリスクの選択、実は担当部局のほうで、こういうリスクがあるよということで列挙しておりますので、この中から選ぶという制度になっておるんですが、その選択が不十分ではないかという点が幾つかございました。

2番目、自己点検でございます。このあらかじめ選択したリスクに基づいて、1年間、半年

に区切ってですけれども、自らの施策といいたいでしょうか、仕事をチェックしていくわけなのですけれども、そのチェックが甘いという点が幾つかございました。この自己点検において把握されていない不備、いわゆるミスがございました。これは全体で32件ほどありましたので、ちょっと多いのではないかなということで、この点についても改善を求めるところでございます。

最後に特に注意すべき不備というのがございます。実は、この内部統制を含めまして、重大な不備、例えばマスコミに報道されるようなミスですとか、県民の皆様にも多大な、金額的にも大きな損失を与えかねない、そういったものを重大な不備というふうに位置づけておるわけですけれども、今回、この重大な不備はありませんでした。

ところが、この重大な不備に準ずるような不備がございまして、それにつきましては、知事部局におきましては、特に注意すべき不備というのを宮崎県独自に、今回つくりまして、これが4つほど上げておられます。ただ、この選択の基準というのが明確に示されておりません。やはり、この重大な不備であるかどうかという判断は、非常に制度の中で大きな課題でございますので、その基準をしっかりと区分を明確にさせていただきたい。この3点を申し述べさせていただいているところでございます。

冒頭申し上げました内部統制制度、非常に私は有意義な制度であると思っています。特に私どもの監査の事務というのが、今、財務監査といいたって、いろんな手続にミスがないかといったところに、どうしても限定、集中せざるを得ません。ところが、この内部統制制度がしっかりと行われれば、こういったミスが大幅に減る

であろうということが十分に考えられます。事実、昨年度100件近くありました私どもが指摘したミスというのが半減しております。もちろん純粹に減ったわけではなくて、これも内部統制の中において、自らそれをチェックしたということで、私どもの指摘からは減ったわけなのですけれども、これが両方とも減っていくことが、今後、最も望ましい姿であります。そうしますと、私どもの監査も、重箱の隅をつつくような、そういった監査ではなくて、行政の在り方というのでしょうか、施策の在り方、経済性であり、効率性、効果性、そういったものをしっかりとチェックしていくことができる。これを行政監査と呼んでおるのですけれども、そういったところに、より重点を置くことができるという意味でも、非常に有用な制度であると考えております。

なお、最後に、この内部統制におきまして、国から示されたガイドラインの中で、この内部統制を行うに当たって、議会に対しても適切な報告を行うことが求められているという記述がございます。報告書提出とは別に、しっかりとした議会に対する報告を行うことが非常に重要であろうと考えておりますので、議会の委員の皆様におかれましても、こういった点に、ぜひ着目をいただいで、この内部統制制度にも多大な関心を持っていただけたらなと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○西村主査 執行部の説明が終わりました。委員の皆様方からの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 せっかく説明していただいたけれども、ないということで、丁寧な説明をありがとうございました。

以上をもちまして、監査事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時54分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和2年度決算についての説明を求めます。

○酒匂事務局長 県議会事務局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

議会事務局の令和2年度決算の概要につきまして御説明をいたします。お手元のA4横の資料、決算特別委員会の資料1ページをお開きください。

一番上の段、(款)議会費でございます。予算額11億4,680万5,000円に対しまして、支出済額10億8,419万7,408円、翌年度繰越額5,224万4,000円、不用額1,036万3,592円となっております。執行率につきましては94.5%、翌年度繰越額を含めると、99.1%となっております。

次に、(目)の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

まず、上から3段目の(目)議会費であります。不用額が300万168円であります。主なものといたしましては、中ほどの旅費の218万2,971円ですが、これは議員応召旅費等の執行残であります。

2ページをお開きください。

次に、一番上の段の(目)事務局費であります。不用額が736万3,424円あります。主なものといたしましては、まず、ページの中ほどにあります旅費の93万2,272円ありますが、これ

は正副議長行事等に伴う職員随行旅費の執行残であります。

次に、下から3段目にあります委託料の140万6,303円と、一番下の工事請負費の345万円がありますが、これは議会棟改修事業の執行残であります。

一番上の段に戻っていただいて、執行率が85.9%となっておりますが、これは一番下の欄にあります議会棟改修事業に係ります工事請負費の翌年度繰越額によるものでありまして、翌年度繰越額を含めると、98.3%となります。

そのほか、主要施策の成果に関する報告書、決算審査意見書及び監査における指摘事項等については、該当はございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○西村主査 事務局の説明が終わりました。委員の皆様方からの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 特にないようですので、以上をもちまして、議会事務局を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後3時3分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。10月4日、午後1時から採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、そのように決定をいたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時3分散会

令和3年10月4日(月曜日)

午後0時58分再開

出席委員(7人)

主	査	西	村	賢
副	主	査	安	田 厚 生
委	員	星	原	透
委	員	外	山	衛
委	員	田	口 雄 二	
委	員	井	上 紀代子	
委	員	冨	師 博 規	

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議	事	課	主	査	増	本	雄	一
議	事	課	主	事	山	本		聡

○西村主査 分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見があれば、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 特にないようですので、採決に入りますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、議案第27号についてお諮りいたします。

原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 御異議ありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。

主査報告の項目及び内容についての御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後0時59分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査についてであります。

先日の委員協議のとおり、本年度の県外調査は中止とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、そのようにいたします。

最後、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 何もありませんので、以上で分科会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時0分閉会

署 名

総務政策分科会主査 西 村 賢